

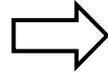
## 資料3「北九州市子ども・子育て会議 委員・専門委員意見対応表」の見直しについて

平成26年度第2回会議における議論を踏まえ、「意見の反映」欄の内容について、次のとおり修正しました。

### 【修正前】

「意見の反映」

- ① 計画に反映している。
- ② 計画に反映していない。



### 【修正後】

「意見の反映」

- ① 意見の趣旨を計画の中で具体的に記載しています。
- ② 意見の趣旨を計画の事業等の中で反映しています。
- ③ 意見の趣旨の一部は計画に反映していますが、反映していない部分もあります。
- ④ 意見の趣旨は理解できますが、計画の記載には反映していません。

## 北九州市子ども・子育て会議 委員・専門委員意見対応表

## 【計画全般、基本事項】

通番	該当施策 (関連施策)	意見	意見概要	意見の 反映	市としての意見	担当局・課
1	全般	会議での発言の取扱	当会議での委員の意見については、会議録に残すだけでなく、その意見を行政がどのように受け止めたのかということ記録する必要がある。	①	各回の会議における委員意見については、記録を作成し、次回の会議で資料「北九州市子ども・子育て会議 委員・専門委員 意見一覧表」として、皆様に配布しました。さらに、いただいた意見に対しては、市の考えを記載した資料「北九州市子ども・子育て会議 委員・専門委員意見対応表」(本資料)を作成し、今回皆様にご提示しています。今後も、皆様からいただいた貴重な意見を参考とさせていただきますながら、計画の策定や実施に役立てていきたいと考えています。	子ども家庭政策課
2	基本事項	基本理念	資料4の基本理念自体はよく理解できるが、3～4行目の説明文について、再検討して欲しい。 地域社会が子育て力をつけるのは大事ではあるが、「子育ての第一義的責任は保護者が有する」ということから、まずは「家庭の力をつける」、そのために「地域、学校、企業、行政といった地域社会全体がそれを応援する、支援する、環境づくりをする」、そうしたことで「全ての子どもが健やかに成長して、子育て日本一を実感できるまちの実現を目指す」というのが順番ではないか。 「家庭」は「地域、学校、企業、行政」と並列ではなく、ベースにあるものと捉えてはどうか。	①	ご意見の趣旨を踏まえ、基本理念の文章を修正しました。	子ども家庭政策課
3	基本事項	計画の視点	5つの視点とし、「子どもが成長して次代の親になる」、「地域社会全体での支援」、「子どもが自ら育つ力をもっている」、「保護者に寄り添い支援する」、「子どもの成長のステップに応じた支援をする」という考えが入っていることはよい。	①	ご意見の趣旨を計画に生かします。	子ども家庭政策課
4	基本事項	計画の視点	「親の成長を支える視点」が入り、視点が5つになったのは良い。	①	ご意見の趣旨を計画に生かします。	子ども家庭政策課
5	基本事項	計画の視点	視点「全ての子どもと家庭への視点」について、説明を読めば趣旨は良いのだが、その趣旨が分かりづらい表現となっているのではないか。(他によい表現も見当たらないのだが)	②	子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、「この法は、障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況、その他の事情により社会的な養護や特別な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とする」となっています。本計画においては、基本指針の趣旨を生かし「全ての子どもと子育て家庭を支援し、計画を進める」ことなどを記載しました。	子ども家庭政策課

「意見の反映欄」①意見の趣旨を計画の中で具体的に記載しています。

③意見の趣旨の一部は計画に反映していますが、反映していない部分もあります。

②意見の趣旨を計画の事業等の中で反映しています。

④意見の趣旨は理解できますが、計画の記載には反映していません。

通番	該当施策 (関連施策)	意見	意見概要	意見の 反映	市としての意見	担当局・課
6	基本事項	視点と政策分野	「子どもの視点」とは、「子どもが主体であるということ踏まえ、子どもの最善の利益がどうなるのか」ということを考えながら、施策を進めていくという趣旨であるが、政策分野のいずれもが「親の立場からの視点」となっており、「子どもの視点」ではないのではないかと。	②	「子どもの視点」は「子どもの権利を擁護し、子どもの幸せを第一に考え、子どもの最善の利益が実現されるよう配慮する必要がある」という考え方を示したもので、全ての施策に共通する基本的な考え方です。個別事業で保護者を対象とした取り組みであっても、子どもの健やかな育ちに寄与する取り組みであり、この「子どもの最善の利益の実現」という考えに沿って、事業を実施していくことが重要だと考えております。	子ども家庭政策課
7	基本事項	視点と政策分野	5つの視点と4つの政策分野は、1対1の対応関係ではない。それぞれの「視点」がさまざまな「政策分野」に網羅されており、次元が違うものなので、この「視点」はこの「政策分野」に反映されているというような図式自体がかなり難しいのではないかと。	②		子ども家庭政策課
8	全般	保育サービスの対象施設	資料3-1基本事項の仮説で、施策(6)「保育」では、対象があいまい。「保育サービス」を示すのか、「教育」にも保育があり、そこも含むのか分かりにくい。	①	新制度の趣旨に基づき、幼児期の学校教育と保育を総合的に提供することを旨とする観点から、現行計画の2つの施策「保育サービス」と「就学前教育」を次期計画では、「幼児期の学校教育・保育」という一つの施策として進めることとします。	子ども家庭政策課
9	全般	子育て支援関係者の連携と支援の継続	行政の実施する様々な子育て支援施策にアクセスして来ない保護者へのフォローが必要。乳児期、保育所、幼稚園、小学校、中学校と子どもの成長につれて属する組織等において、それぞれフォローされているが、一貫した情報として引き継ぐ「気になるところはつながっていく」という部分が不十分ではないか。例えば、見守りを地域で支える仕組みとして、児童委員を活用するなど、連携をどうするかという部分が課題ではないか。	④	民生委員・児童委員の皆様には、のびのび赤ちゃん訪問事業など地域の子育て支援にご協力をいただいています。行政の実施する子育て支援施策にアクセスして来ない保護者について、子どものライフステージを通じてフォローしていくことは必要と考えますが、その仕組みとして児童委員を活用することについては、課題として受け止め、研究したいと考えています。	子育て支援課
10	全般 (施策4) (施策5) (施策9)	ワーク・ライフ・バランス、メディアリテラシー等	外遊びが大事であるが、そういう場所を作ったとしても、連れて行く親が土日もない忙しい仕事では子どもは遊べない。その点でワーク・ライフ・バランスの推進が必要。また、メディアでPM2.5の情報が出れば、外で遊ばせないでくれという親もいる。メディアリテラシーの啓発をしっかりとすることも必要。いろいろな切り口はあるが、根本としては子どもの成長発達を、親も含めてどう考えていくのかということをよく反映させた形で対応することが必要。	②	「子どもの成長を支援」することは、本計画の目的であり、子どもの発達段階に応じた支援は、すべての施策の中に盛り込んでいます。あわせて「親としての成長を支援」することも必要であり、施策「家庭教育力の向上」にまとめて記載しています。計画の推進にあたっては、常にこの2つの重要な視点を踏まえながら、それぞれの施策や事業が相互に連携しながら、総合的に子育て支援を進めていくものと考えています。ご意見の趣旨を踏まえ計画を進めていきます。	子ども家庭政策課
					仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)は子どもと過ごす充実した時間を持つ上で、不可欠なものです。企業等の事業者や働く方々に対して、長時間労働の抑制や年休の取得促進など、働き方の見直しを働きかけていきます。	男女共同参画推進課
					PM2.5については、児童の健康を第一に考え、福岡県から注意喚起が出された場合の保育所での対応を具体的に定め、各保育所に通知しています。また、保護者へ理解を求める文書も配布しています。今後も、保護者の理解が進むよう啓発に努めます。幼稚園においても、行政が正確な情報を幼稚園へ伝えることで、幼稚園から保護者へ適切な情報提供が行われ、保護者の理解が進むよう啓発に努めていきたいと考えています。	子ども家庭政策課 保育課

「意見の反映欄」①意見の趣旨を計画の中で具体的に記載しています。

③意見の趣旨の一部は計画に反映していますが、反映していない部分もあります。

②意見の趣旨を計画の事業等の中で反映しています。

④意見の趣旨は理解できますが、計画の記載には反映していません。

通番	該当施策 (関連施策)	意見	意見概要	意見の 反映	市としての意見	担当局・課
11	全般	具体的な取組の記載内容	具体的な取り組みの事業内容について、もう少し分かりやすい表現にして欲しい。	①	計画では、事業内容をできるだけ分かりやすく表記し、活動指標(目標)も可能なものについては数値で記載するよう心がけました。また、巻末に専門用語などを解説する「用語解説」を設け、分かりやすい計画づくりに努めます。	全体 (子ども家庭政策課)
12	全般	具体的な取組の記載内容	「具体的な取組み」の記載については、委員各位から、もう少し具体的な対策を示して欲しいという要望があったと思う。充実・強化というような抽象的な表現でなく、できれば、もう少し具体的な事業内容を、アウトプットとして(活動指標)の数値で達成度が見えるくらいのところまで記述して欲しい。	①		
13	全般	子ども・子育て会議委員の構成	放課後児童クラブのクラブ数、利用児童数、指導員数などから、北九州市子ども・子育て会議の委員に放課後児童クラブ関係者が1名では少ないと考える。	④	北九州市子ども・子育て会議では、子どもや子育て支援に関することについて、幅広い分野の専門家や当事者の方から意見をいただくことが重要と考え、現在の委員構成となっています。委員定数は条例で定めがあり、一つの団体から複数の方を任命することは難しいと考えております。しかし、特定の議題に関し、より専門的な審議が必要な場合は、専門委員を任命するなど必要な対応をしていきたいと考えています。	子ども家庭政策課
14	全般	ニーズ調査結果	今回のニーズ調査の回答率は約4割と半数以上の方が回答していない。そのため、この調査結果が必ずしも市民の総意ではないことを加味して今後の施策を考えて欲しい。	①	市民アンケート調査は、客観的な手法により得られたデータであり、計画の策定の上では尊重すべきものと考えます。一方で、ご指摘のとおり、半数を下回る回答率であり、必ずしも全ての市民の意見を反映したものではないことに十分注意する必要があると考えています。したがって、計画の進捗にあたっては、実績等を検証、評価しながら、適宜必要な見直しを行っていきたくと考えています。	子ども家庭政策課 全課
15	全般	ニーズ調査結果	このアンケートに回答しなかった人は、ただ子育て支援に興味がない人だけではなく、アンケートに答えられないくらい忙しい人もいると考えられる。したがって、アンケートの回答者は、子育て支援に興味があり、アンケートに答える時間的余裕もある人が多いというバイアス(偏り)がかかっていることも念頭に置く必要がある。施策の検討に当たっては、この調査結果だけを根拠にするのではなく、埋もれた数字というところも勘案しながら考えて欲しい。	①		
16	全般	親子で時間を共有することの大切さ	計画全体を通して、子どもを施設で預かる支援が多いが、本当は、できれば3歳位までは親が手元において子育てをしなければ、親子のきづな、愛情が湧かないと思う。預けなければ働けないという問題はあるが、極端に言えば、「3歳まで子どもは親が見ましよう」のようなスローガンを掲げて、もよいくらいに、親と子が同じ時間を共有して欲しいと思っている。	③	子どもの育ちにとって、親が子どもと接する時間をしっかり持つことができる、家庭で子育てができることは、大変重要であると認識しています。一方で、核家族化や共働きの増加など社会環境の変化の中で、多様な保育サービスの実施へのニーズが増加しており、新制度においても、自治体はその対応を求められています。本市としては、いずれの取り組みも重要だと考えており、両施策を効果的に進め、子どもの健やかな育ちを支えていきたいと考えています。	子ども家庭政策課

「意見の反映欄」①意見の趣旨を計画の中で具体的に記載しています。

③意見の趣旨の一部は計画に反映していますが、反映していない部分もあります。

②意見の趣旨を計画の事業等の中で反映しています。

④意見の趣旨は理解できますが、計画の記載には反映していません。

通番	該当施策 (関連施策)	意見	意見概要	意見の 反映	市としての意見	担当局・課
----	----------------	----	------	-----------	---------	-------

【施策1 母子保健】

17	施策1 (施策4)	妊婦指導におけるメディア機器教育	「すくすく子育て支援事業」について、具体的な中に、「メディア機器の取り扱い方」を入れる必要あり。スマホ、携帯、PCのなどによって育児環境が広がるメリット(情報の収集、SNSなど)はあるが、授乳中や子どもと触れ合っているときの使用の仕方を妊婦指導でしていく必要がある。	②	本市では、全妊婦に交付している母子健康手帳の中で、「授乳中にはテレビを消してゆったりした気持ちで赤ちゃんに向き合うこと」や「親子のふれあいの時間を持てるようテレビやビデオを長時間見せるのをやめること」等について記載し、妊娠中から親子のメディアとの接触のあり方について啓発しています。子どもの言語能力や、親子の愛着を育てるなどのためには、乳幼児期に親が話しかけたり、一緒に遊んだりする親子のスキンシップやコミュニケーションが欠かせないと考えており、今後も、妊娠期から乳幼児期まで、様々な機会を捉えて、メディアとの上手なつきあい方について、引き続き啓発に努めます。	子育て支援課
18	施策1	乳児健診への支援	北九州市妊娠期からの養育支援事業(ハローベビーサポート北九州)について、赤ちゃんが虐待されて亡くなるのは、最初の日から二ヶ月目までが多い。そのため1ヶ月健診が大事であり、保護者にはぜひ受診して欲しいが、妊婦健診とは違って5000円程度の有料となるため、来ない人がいる。1ヶ月健診に対する補助を要望したい。	③	産後の早い時期の支援が母子ともに重要であることは認識しています。現在、1か月健診を実施する予定はありませんが、ハローベビーサポート事業や生後4か月までの乳児全戸訪問などで、支援をしています。	子育て支援課
19	施策1 (施策13)	乳児健診の未受診と児童虐待	乳児検診や妊婦検診を受けていないことが、児童虐待の死亡事例ではリスクファクターとなる。特に10代の妊娠は押さえて欲しい。	①	母子健康手帳を交付する際、保健師等の専門職が十分な時間をかけて面接を行い、妊婦の身体的、精神的、経済的状態などの把握に努め、子育て情報を説明しながら母子健康手帳を手渡ししています。10代の妊娠については、母子健康手帳交付時から把握し、支援を開始しています。また、乳幼児健診未受診者フォロー事業やハローベビーサポート事業の中で対応します。	子育て支援課
20	施策1 (施策14)	わいわい子育て支援事業の充実	わいわい子育て支援事業については、支援を必要とする子ども、相談を希望する保護者が増えているが、現状では予約をしても2ヶ月先となる場合もある。そうなれば当然早期発見は遅れていくので、(施策の柱に)「体制強化」とあるのは良い。	①	発達が気になる子どもを早期に発見し、親子を支援するために相談体制の充実が必要と考えています。発達障害などの心配のある子どもの相談を受けられるよう、今後も継続して事業を実施します。あわせて、ご意見の趣旨を踏まえ、発達過程で経過を見る必要がある親子に対応するための親子遊び教室を全区で実施するなど、効果的な事業の推進を図ります。	子育て支援課
21	施策1 (施策14)	発達障害への支援	発達障害の早期発見も大事だが、支援体制も重要。発達障害児は、社会適応が最大の目標となるため、トレーニングをする場所などが必要。	①	適切な支援が可能となるようサポートファイル「りあん」の普及・啓発を行うことで、障害のある子どものライフステージを通じて、一貫した支援が行えるようにすることとしています。また、発達障害者支援センター「つばさ」から支援のノウハウを伝達し、それぞれの支援機関で適切な支援が行えるように努めています。また、発達過程で経過を見る必要がある親子に対応するための親子遊び教室を全区で実施するなど、効果的な事業の推進を図ります。	保健福祉局 子育て支援課

「意見の反映欄」①意見の趣旨を計画の中で具体的に記載しています。

③意見の趣旨の一部は計画に反映してありますが、反映していない部分もあります。

②意見の趣旨を計画の事業等の中で反映しています。

④意見の趣旨は理解できますが、計画の記載には反映していません。

通番	該当施策 (関連施策)	意見	意見概要	意見の 反映	市としての意見	担当局・課
22	施策1 (施策14)	4歳児、5歳 児健診	発達障害は3歳未満では判断や診断が難しい。現状3歳児健診の後は小学校入学前健康診断となる。4歳児健診や5歳児健診をきちんと位置づけ、保護者が医療機関で健診を受けるような仕組みがあれば、発達障害が早めに判明し、保護者の覚悟も少しでも早くできるのではないかな。	③	本市では、4・5歳児の90%以上が幼稚園または認可保育所に、就園しており、これらの施設においては、法令等に基づいた健康診断が実施されています。 幼稚園・保育所における定期健診と日常生活の中で、観察し発達が気になる場合は、区で実施している「わいわい子育て相談」や総合療育センター等の専門機関につなぎ、適切な支援が受けられるよう関係機関と連携を図ります。	子育て支援課
23	施策1 (施策14)	4歳児、5歳 児健診	4歳児・5歳児健診については、予算的にも難しいものがあるが、新しい健診制度を打ち立てるのか、従来の1歳6ヶ月健診、3歳児健診をより充実させるかといった方向性も含めて検討していく必要があるのではないかな。	②	1歳6か月健診、3歳児健診の際に乳幼児健診登録医が利用するための健診マニュアルを改訂しました。今後とも、発達に心配のある子どもや不安のある保護者を適切に相談事業や専門医療機関につなぐように努めます。	子育て支援課
24	施策1	思春期保健	10代の人工妊娠中絶率が低下はしているが、北九州市は全国1高い数値であることを認識する必要がある。10代の性感染症についても大丈夫かということもある。	①	思春期の心身の変化を正しく理解し、自分自身の心と体を大切に健康教育を推進するため、医療・学校・地域・行政等の関係者による連絡会を開催し、現状の把握や課題の共有および連携強化を図るとともに、思春期保健の対策等について協議します。協議の結果等を踏まえ、思春期の健康教育を効果的に実施します。 あわせて、性に関する実態を含めて、北九州市の思春期の子どもの実態集を利用して、保護者に対する啓発や支援体制の検討を行い、思春期の課題解決に取り組みます。	子育て支援課
25	施策1 (施策3)	相談支援窓口 における保健師 の充実	子ども家庭相談コーナーへの保健師の配置について。保健師は、妊婦のときから時間の経過に応じた子育て情報を多くもっている。フィンランドでは、保健師が異動せず、ずっと同じ子どもを見守るということで、「マイ保健師」という制度があると聞く。本市においても、区役所への保健師の配置を強化し、子育ての悩みがある方が、まずどこかに相談するとすれば、保健師に相談するという仕組みを確立すべきではないかな。	②	ご意見の「マイ保健師」という制度ではありませんが、各区役所の地域保健係の健康相談コーナーの保健師が、妊娠中から子育て、家族の健康まで、あらゆる相談を受けることができます。地域担当の保健師を配置しているため、各市民センター等で月に1回程度、定期的と同じ保健師が、妊産婦・乳幼児なんでも相談を開催し、ご相談を受けています。	子育て支援課
26	施策1	ニーズ調査 クロス集計	アンケート調査結果、就学前児童の「定期的な教育・保育の利用状況」(資料1 P15)について、子どもの発達・発育に関連して、子どもの起床時間、就寝時間、平均睡眠時間と利用施設とのクロス集計が必要。乳児健診等の経験から、保育所に通っている子どもは就寝時間が遅く、平均睡眠時間が少ない。父親と話をする、触れ合う時間が短いという傾向があるように感じられる。これをクロス集計することで、今後の施策に生かして欲しい。	①	ご意見のとおりクロス集計を行い、今後の施策立案等の参考とします。また、参考資料として各委員に分析結果を配布させていただきます。	子ども家庭政策課

「意見の反映欄」①意見の趣旨を計画の中で具体的に記載しています。

③意見の趣旨の一部は計画に反映していますが、反映していない部分もあります。

②意見の趣旨を計画の事業等の中で反映しています。

④意見の趣旨は理解できますが、計画の記載には反映していません。

通番	該当施策 (関連施策)	意見	意見概要	意見の 反映	市としての意見	担当局・課
27	施策1 (施策13)	育児等保健 指導(ペリネ イタルビジッ ト)	小倉の小児科の医師が、子どもが生まれる前の親の話を聞く、子どもをどのように育てたらよいか、悩み事を聞くというペリネイタルビジットの試みをやっており、北九州全部に広げたいと考えている。	④	北九州市においては平成25年度より、妊娠・出産・育児期において養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、行政の保健師や医療機関が連携して支援を行う「妊娠期からの養育支援事業」を実施しています。小倉産婦人科医会・小倉小児科医会におけるペリネイタルビジットについても、妊娠期からの子育てのサポートとして大切なものと認識していますが、全市的な取り組みとするにあたっては、既存の事業との整理をするなど研究していきたいと考えます。	子育て支援課

### 【施策2 母子医療】

28	施策2	周産期・小 児救急医療 体制の維持	周産期医療、小児救急医療については、高い評価ではあるが、全国的な医師不足もあり、小児救急センターの勤務体制も非常に厳しくなり、将来的にどこまで維持できるか分からない状況となっている。周産期医療や小児救急医療を中心となって担っている医師もどこまで継続できるかは、今後の人員配置によることを認識する必要がある。	②	周産期医療及び小児救急医療を維持するためには医師の確保が重要ですが、開業医の高齢化のほか病院勤務医の女性医師の増加や大学医局からの派遣医の減少などにより医師確保が年々厳しくなっていることは認識しております。  本市では、北九州市医師会が行う医師確保に関する事業への支援のほか、周産期・小児救急ともに市内の医療機関による連携体制の構築を図るなど他都市に先駆けた取り組みを行っているところです。  今後とも、北九州市医師会をはじめ関係医療機関と連携しながら、この先進的な医療連携体制の維持に努めてまいります。	保健福祉局
29	施策2	周産期医療 体制の維持	北九州市では、分娩の過半数を診療所が取り扱っているが、開業医の平均年齢は60.9歳、診療所の勤務医を含めても57.5歳であり、5年先、10年先を考えると産科医の大幅な減少が懸念され、分娩する場所がなくなる可能性が十分にある。	②		
30	施策2	周産期医療 体制の維持	産科・小児科医師の確保対策については、10年後、20年後の分娩数の予測から、医師の必要数の想定をもって対策を立てて欲しい。	②		
31	施策2	周産期医療 体制の維持	大学の医局に属さないフリーの医師も増えており、大学の医師派遣機能は非常に低下している。大学から派遣を受ける以外の対策も必要。	②		
32	施策2	周産期医療 体制の維持	女性医師にとって就労状況は厳しい。産科・小児科では呼び出しなどがあり、子育てに非常に影響がある。そのため、医師の定員を増やしても、他の科に行ってしまう。医師を増やすだけでなく、産科・小児科に誘導する施策と女性が働きやすい環境を整える対策が必要。	②		
33	施策2	小児救急医 療体制の維 持	全国的に評価されている小児救急医療体制ではあるが、休日急患センター等の執務医師の確保が厳しくなっている。開業医も高齢化しており、少子化の中で小児科医が増えない中で対策が必要。	②		
34	施策2	乳幼児等医 療費支給制 度の名称変 更	入院については中学3年生まで助成があるのに名称が「乳幼児等医療制費支給制度」なのはわかりにくく、医療機関での説明もないので分かりにくい。名称を変えるか、退院の時、医療機関で説明を義務づけるか対策が必要。	③		

「意見の反映欄」①意見の趣旨を計画の中で具体的に記載しています。

③意見の趣旨の一部は計画に反映していますが、反映していない部分もあります。

②意見の趣旨を計画の事業等の中で反映しています。

④意見の趣旨は理解できますが、計画の記載には反映していません。

通番	該当施策 (関連施策)	意見	意見概要	意見の 反映	市としての意見	担当局・課
35	施策2	妊婦の予防接種への支援	麻疹・風疹の予防接種について、風疹の抗体をもっていない妊婦へのワクチン接種の無料化をお願いしたい。	④	本市では、必要性の高い方に、効果的にワクチン接種をしていただくため、平成25年8月から、風しんの抗体検査を実施しており、平成26年度は国の補助事業になり、引き続き実施します。成人に対する麻疹・風しんの予防接種は任意の予防接種であり、現時点では、ワクチン接種に対する助成は予定していません。	保健福祉局
36	施策2 (施策7)	保育士、幼稚園教諭等の予防接種への支援	子どもの感染症予防のためには、保育士、幼稚園教諭の感染症予防も必要。予防接種の優先接種や費用補助の対応を検討して欲しい。	④	子どもに接する職種の感染症予防についての知識の普及については感染症対策推進事業の取り組みの中で対応しています。予防接種の費用助成などについては、成人については任意の予防接種でもあり、現時点では、ワクチン接種に対する助成は予定していません。幼稚園・保育所等に対する感染症予防について、どのような対応が可能か、引き続き国の感染症対策の内容や他の自治体の動向等を見守りながら、今後の参考とさせていただきます。	保健福祉局 保育課 子ども家庭政策課
37	施策2	感染症にかかる知識の普及	感染症に罹患した子どもがどの段階まで治ったら、幼稚園・保育所に登園可能なのかという判断が保護者には難しい。これについて市のガイドラインがあるが、それを知らない保護者がいることは課題であり、啓発が必要。	②	ご意見の趣旨を踏まえ、感染症対策推進事業の取り組みの中で、関係機関と連携を図りながら、周知、啓発に努めてまいります。	保健福祉局 保育課 子ども家庭政策課
38	施策2	不妊治療への理解促進	不妊治療に関する市民の理解促進について、不妊治療では適切な特定の日に仕事を休む必要があるが、企業の理解が進まなければ、休みが取れず治療を受けられないことになる。事業所などへの理解促進を強化する必要がある。	②	厚生労働省が作成した「働きながら不妊治療を受ける従業員の皆様にご理解をお願いします」等のリーフレットなどを通じて情報提供していきます。また、母子健康手帳交付時に、働く妊婦に対して「母性健康管理指導事項連絡カード」の利用を促します。	子育て支援課

### 【施策3 子育ての悩みや不安への対応】

39	施策3	親子ふれあいルームの拡充	親子ふれあいルームは、区に一つだけでなく、市民センターごとくらの拠点が望ましい。	③	親子ふれあいルームは、平成23年4月に市内各区への整備を終えてから約3年経過したところであり、当面は利用者増に力を入れていきたいと考えています。このため、現在のところ、新たに親子ふれあいルームを設置することは考えていません。	子育て支援課
40	施策3	親子ふれあいルームの充実	地域における子育て支援に取り組むためには、6~7万人の人口に1つ親子ふれあいルームは必要。(現戸畑区の現状位が、顔が見える支援ができる(区保健福祉課とも連携しやすい))	③	今後は、親子ふれあいルームを中心に、市民センターや育児サークルとの連携を図りながら、地域全体で子育てを支援する環境づくりを推進したいと考えています。	
41	施策3	親子ふれあいルームの充実	地域での子育て支援を充実させるためには、親子ふれあいルームに「相談室」「サークル交流室」自主活動や講座の託児に必要)「ランチルーム」などを設置し多機能にする事が必要。	④	本市の親子ふれあいルームは、国の地域子育て支援拠点事業のひろば型として誕生し、概ね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さ(約100㎡)を確保することとして整備を進めました。そのため、本市の現行の親子ふれあいルームでは「相談室」「サークル交流室」「ランチルーム」などを新たに確保することを困難であると考えています。今後、課題として受け止め、「相談室」や「サークル交流室」など、近隣の他の施設で活用できるものがないかを検討していきたいと考えています。	子育て支援課

「意見の反映欄」①意見の趣旨を計画の中で具体的に記載しています。

③意見の趣旨の一部は計画に反映していますが、反映していない部分もあります。

②意見の趣旨を計画の事業等の中で反映しています。

④意見の趣旨は理解できますが、計画の記載には反映していません。

通番	該当施策 (関連施策)	意見	意見概要	意見の 反映	市としての意見	担当局・課
42	施策3 (施策7)	親子ふれあい ルームの 充実	保育園併設の地域子育て支援センターの機能と、親子ふれあいルームを一体型にし、相談業務を強化することが重要。親子をいろいろな角度から長い期間かけての支援が必要。(機能強化型)	②	子育て相談窓口については、対象者や相談内容が重複しており、市民にとって分かりやすく、かつ効率的な相談体制に見直す必要があります。この中で、親子ふれあいルームの機能強化等についても検討したいと考えています。	子育て支援課 保育課
43	施策3 (施策7)	親子ふれあい ルームの 充実	子育て支援総合コーディネータ事業については、親子の日常をよく把握し、子育てに寄り添い必要な情報を提供したり、相談相手になったりできることが求められる。親子ふれあいルームに子育て支援総合コーディネータは必要。教え導く支援(専門家)と、寄り添い一緒に進んでいくという非専門性のある専門家(コーディネータ)が必要。子育て支援総合コーディネータを置くことで「必要とされる情報が届く」にもつながる。	③	子育て支援総合コーディネーターは、現在3名を「子育て支援サロン“びあちえーれ”」に配置しています。育児支援機関と横のつながりを深め、より良い支援ができるよう検討しているところです。親子ふれあいルームでは、運営スタッフのスキルアップに繋げるため、研修を実施し、質の向上や利用促進を図っていますが、子育て支援総合コーディネーターを親子ふれあいルームへ配置することについては、課題として受け止め、今後要望や課題を検証して、モデル的な実施などについて、研究していきたいと考えています。	保育課 子育て支援課
44	施策3	親子ふれあい ルームの 充実	親子ふれあいルームの土曜日開設を希望する。(現在は区役所等と同じ)土曜日の開所は利用者のアンケートでも要望が高い。土曜日開けると、パパの利用も見込め、パパの育児仲間がつかれる。現在の状況では、父親の育児参加の場が少ない。	③	課題として受け止め、今後、要望や課題を検証して、月1回程度の土曜日開設のモデル的な実施などについて、研究していきたいと考えています。	子育て支援課
45	施策3	親子ふれあい ルームの 充実	親子ふれあいルームは施設内の利用のみなので、子どもの育ちに欠かすことのできない「外遊び」の体験ができない。お庭、いわゆる「砂場」「自然の草木にふれる」などの体験ができるように改善してほしい。公園には人がいない。コミュニティの出来る場所で外遊びもしたい。(利用者の希望もある)	④	課題として受け止め、今後、要望や課題を検証して、研究していきたいと考えています。	子育て支援課
46	施策3	地域支援ア ドバイザー の拡充	地域支援アドバイザーは大変必要。子育て支援者へのアドバイスだけでなく、親子に寄り添ってアドバイスするようなアドバイザーが必要。	③	「みんなの子育て・親育ち支援事業」の地域支援アドバイザーを各地域に派遣し、個々の活動を行っている育児サークルなどの団体間のつなぎ役を担うことで、子育てネットワークの構築を推進していきます。親子に寄り添うということの非専門性の部分については、これまで、親子ふれあいルームのスタッフでの対応を想定しており、スタッフの資質の向上に向けて、ニーズに応じた研修を実施していくなどの支援を引き続き行っていきます。今後、専門性と非専門性のコーディネーターの設置については、国の地域子育て支援拠点事業の動向をみながら、研究を続けていきたいと考えています。	子育て支援課
47	施策3	児童委員の 活用	子育てサポーターは研修を受けて子育て支援やアドバイスをしているとのことだが、児童委員もしっかり勉強しているので、活用して欲しい。	②	主任児童委員や児童委員の皆様には、のびのび赤ちゃん訪問事業など、地域の子育て支援でご協力をいただいています。今後も、さまざまな場面で協力をお願いすることがあるかと思っておりますので、よろしくをお願いします。	子育て支援課
48	施策3 (施策7)	子育て支援 員	子育て支援員について、全保育所の保育士を対象に研修して養成とあるが、幼稚園の先生で保育士資格を持っている人も多いため、幼稚園も活用して欲しい。	③	現在は、北九州市社会福祉研修所で認可保育所保育士を対象に研修を行っていますが、今後の国の動向を踏まえ、研究していきたいと考えています。	保育課

「意見の反映欄」①意見の趣旨を計画の中で具体的に記載しています。

③意見の趣旨の一部は計画に反映していますが、反映していない部分もあります。

②意見の趣旨を計画の事業等の中で反映しています。

④意見の趣旨は理解できますが、計画の記載には反映していません。

通番	該当施策 (関連施策)	意見	意見概要	意見の 反映	市としての意見	担当局・課
49	施策3	子育てサポーターの活用	子育てネットワークの充実について、子育てサポーターの養成を実施しているが、養成された子育てサポーターから活躍の場がないと言われる。養成講座を実施するだけでなく、活躍の場が必要。	②	市民センターによって子育てサポーターの活動状況に差異が見られるのが現状です。市民センターにおいて子育てサポーターが活躍できる講座を開講するなど、子ども家庭局と協議しながら子育てサポーター活用策の具体化を目指したいと考えています。	教育委員会
50	施策3 (施策4)	子育てサークルの実態調査	子育て支援サークルの実態を調査し、親子の参加度や子育てサポーターの関わり方、悩み・課題の整理をする必要がある。	②	サークルの実態調査については、冊子「育児サークル・フリースペース情報」を発行する際などに、育児サークルやフリースペースを行っている方に状況調査を行っているため、それに合わせて、要望や課題等のアンケートの実施を行いたいと考えています。	子育て支援課
51	施策3 (施策4)	子育てサークルの支援	子育て支援サークルの交流会を実施し、集団遊びの豊かな場や運営ノウハウを交換することで、市民センターや子育てサポーターが、親育ちを促進するサークルを支えるポイントを明らかにする。また、サークルのネットワーク化を図る。	②	現在、親子ふれあいルームで「地域の子育て力を高める取り組み」を行っており、親子ふれあいルームが各区の子育て支援の拠点として、市民センターや子育て支援団体等と連携し、ネットワーク化を進めることを検討しています。 また、「みんなの子育て・親育ち支援事業」の地域支援アドバイザーが、各区の状況把握を進めていきます。そのなかで、区の実情に応じたネットワークの構築に向けて検討していきたいと考えています。	子育て支援課
52	施策3 (施策4)	子育てサークルの支援	親育ちの効果が高いサークル運営の情報提供を行う。サークルの悩みを解決する1つの具体的なしなかけとして「プレイセンター」の方式を紹介。講演会や活動事例を通して、プレイセンターの情報を提供する機会を作る。	④	課題として受け止め、研究したいと考えています。	子育て支援課
53	施策3 (施策4)	サークル支援の充実	家庭教育学級に参加する親が少ないという課題について、乳幼児期からグループ活動をしている保護者は、その後の幼稚園、小学校、中学校に上がったときに、家庭教育学級への参加率が高い。その意味でもサークル支援が重要。	①	現在、市民センター等で活動している育児サークルや子育て支援者のグループなどに対して、活動経費の支援を行っています。	子育て支援課
54	施策3	子ども・家庭相談コーナー職員の資質アップ	子ども・家庭相談コーナーの職員は、「発達障害の基礎知識」に関する研修を受講するようにしてほしい。また、親自身が発達障害当事者への対応方法を学んでほしい。事例によっては抱え込むのではなく、関係機関と今まで以上に連携して対応するようにしてほしい。	②	各区役所の「子ども・家庭相談コーナー」では、子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じ、それぞれの相談に応じた支援を行うとともに、必要に応じて他の機関のサービス・支援へとつないでいます。今後とも関係機関と連携して適切な支援を行ってまいります。 また、相談件数は、増加しているとともに複雑化しています。そのため、基礎的な研修から専門的な研修まで、相談員の研修を年間を通して計画的に行っています。これにより、相談員の資質の向上を図り、あらゆる相談にきめ細かく対応していきます。	子育て支援課
55	施策3	子育てに関する相談窓口	子育てに関する相談については、どこかの窓口に行っても、適切な窓口はどこであると案内できるような横の連携も必要。各窓口で、専門性の特化も必要であるが、一般化された専門的知識を各担当が持ち、それを適切にユーザーに返せるようなシステムを提供してもらいたい。	②	各区役所の「子ども・家庭相談コーナー」では、子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じ、それぞれの相談に応じた支援を行うとともに、必要に応じて他の機関のサービス・支援へとつないでいます。今後とも関係機関と連携して適切な支援を行ってまいります。 また、子どもと家庭に関する相談は増加しているとともに、複雑化しています。そのため、基礎的な研修から専門的な研修まで、相談員の研修を年間を通して計画的に行っています。これにより、相談員の資質の向上を図り、あらゆる相談にきめ細かく対応していきます	政策課 子育て支援課 保育課 子ども総合センター
56	施策3	相談窓口のワンストップ化	子育ての様々な悩みで窓口に来たら、全てそこで対応できる形にすべきと思う。「その相談はコーディネータで」と言われても分からないのではないかな。	②		

「意見の反映欄」①意見の趣旨を計画の中で具体的に記載しています。

③意見の趣旨の一部は計画に反映していますが、反映していない部分もあります。

②意見の趣旨を計画の事業等の中で反映しています。

④意見の趣旨は理解できますが、計画の記載には反映していません。

通番	該当施策 (関連施策)	意見	意見概要	意見の 反映	市としての意見	担当局・課
57	施策3	保育士会との連携	子育て支援総合コーディネーター事業については、これまでも保育士会がバックアップしてきた。事業をさらに進化、発展させるときは、保育士会との連携を強化して欲しい。	②	保育士会の協力のもと、子育て支援総合コーディネーター事業に取り組むことができていますので、様々な事業と統合しながら、今後の参考にしていきたいと考えています。	保育課
58	施策3 (施策13)	子どもの貧困対策	子どもの貧困に関する問題意識をはっきりさせ、予防的施策をうっていくために、北九州市の子どもの相対的貧困率を明らかにすべきである。	②	子どもの貧困率については、自治体別の数値は公表されていません。また、本市として独自に貧困率を算定することについても現時点では考えておりません。しかしながら、国では、子どもの貧困対策推進法に基づき大綱を今夏にも策定する予定であるほか、県も子どもの貧困対策計画を策定することとなっていることから、これらの策定状況を注視しながら、本市の状況に応じた施策を検討したいと考えています。	子ども家庭政策課 子育て支援課
59	施策3 (施策12)	子どもの貧困対策	子どもの貧困対策として、ひとり親家庭のためのキャッシュ・フォー・ワークセンターをつくり、労働需給のマッチングをしてはどうか。	③	ひとり親家庭への就業支援につきましては、母子福祉センターにおいて、就職相談から、資格取得のための講座の開催、ハローワークと連携した就職までの一貫した支援を行っています。しかし、ひとり親家庭の現状は、まだ、厳しい状況にあることから、引き続き、就業支援を含めた様々な支援を行っていきます。	子育て支援課
60	施策3 (施策12)	子どもの貧困対策	子どもの貧困対策として、北九州市立大学など公立大学法人の学費免除制度を拡大してはどうか。	大学法人が判断する内容のため、回答は差し控えます。	北九州市立大学では、現在も経済的理由により修学が困難な学生に対する授業料減免の制度があるほか、各種奨学金などの制度もあります。元気発進！子どもプランの次期計画において減免制度の拡大について方向性を示すことはできませんが、関係機関にご意見の趣旨を伝えます。	子ども家庭政策課
61	施策3	施策の周知	北九州市の子育て支援に関する施策は全国的にも先進的な取組みを行っているが、それが市民にきちんと浸透していないところがある。さまざまな事業に関する広報のあり方や普及・促進の仕方について、もっと広く市民に伝わるよう、従来型ではない工夫が必要。そうすれば事業がより有効的に機能するのではないか。	①	情報誌やインターネット等を活用して、本市の優れた子育て環境の情報を積極的に発信します。また、スマートフォン対応のホームページの充実を図るなど、子育て中の人々が、子どもの成長に応じた情報をタイムリーに、かつ手軽に入手できるよう取り組んでいきます。	子ども家庭政策課
62	施策3 (施策7)	緊急時の保育サービスの周知	(横浜市のベビーシッター事件を受けて)緊急に保育が必要となった場合に利用できる事業として、保育所での一時保育、ショートステイ、トワイライトステイ、ほっと子育てふれあい事業があるのは素晴らしいこと。しかし、このような安心して預けられるシステムがあることを一部の人が知らないのではないか。保護者の皆さんがこのような制度を知っていれば安心できる。妊婦健診の際などもう少しPRすればよいのではないか。	③	ご意見に挙げられたような緊急な保育需要に対応できる事業は、北九州市のホームページでの掲載や「北九州市こそだて情報」、「くらしの便利情報」等に記載し、区役所の窓口等で配付しています。またホームページでは、保育課のトップページに「ほっと子育てふれあいセンター」や「厚労省のベビーシッター利用時の留意点」へのリンクを設定するなど、大きく取り上げています。しかしながら、ご意見の趣旨や利用者、関係機関の意見を踏まえて、引き続き妊婦健診を含めた出産前の親へのPRなど有効な方法を検討していきます。	子育て支援課 保育課
63	施策3	ショートステイ・トワイライトステイ	ショートステイ・トワイライトステイ事業についてやむをえないものとは思っているが、個人的にはこの事業には反対である。児童養護施設は事情があって両親や保護者と生活できない子どもが生活している。ショートステイの子どもを親が迎えにきたときに、施設の子どもたちがうらやましがったり、迎えの様子をじっと見ているのに胸が痛む。	④	ショートステイ・トワイライト事業は、保護者の疾病等で、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設などで一定期間、養育・保護を行うことにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的としています。児童養護施設以外に、夜間や宿泊を伴う一定期間の保護を適切に行う施設がないため、ご理解いただきたいと思います。	子育て支援課

「意見の反映欄」①意見の趣旨を計画の中で具体的に記載しています。

③意見の趣旨の一部は計画に反映していますが、反映していない部分もあります。

②意見の趣旨を計画の事業等の中で反映しています。

④意見の趣旨は理解できますが、計画の記載には反映していません。

通番	該当施策 (関連施策)	意見	意見概要	意見の 反映	市としての意見	担当局・課
----	----------------	----	------	-----------	---------	-------

【施策4 家庭の教育力の向上】

64	施策4	親への教育	いろいろな子育て支援施策があるのは良いが、親が子育てを任せっぱなしになっていないか。親として子どもにどういことを教える必要があるのかなどについて教育も必要ではないか。	①	次期計画では、計画の視点のひとつとして「親としての成長を支える視点」を挙げています。施策「家庭の教育力の向上」をはじめ、親が親として成長するための施策を掲載しています。	子ども家庭政策課
65	施策4 (施策3)	親育ちプログラム導入	親育ちプログラム「IPPO(いっぽ)」を導入してはどうか。家庭訪問等で気になる親子を、親育ちプログラムにつなげていく。プログラム実施期間中に、地域とのつながりを育むとともに、拠点や地域の情報を得る。プログラム終了後は、親子ふれあいルーム等の拠点につなぎそこでグループ活動を続ける。 また、多機関の支援者をIPPO実施チームとして養成しネットワーク化してはどうか。親育ちプログラム事業を通じて、支援センター、保健師、ふれあいルームスタッフ等の多機関の地域連携が実現する。親と支援者の1対1の関係ではなく、親同士の共助の関係を育むことで、支援者への負荷が減り、支援に厚みができる。	③	親育ちプログラム「IPPO(いっぽ)」は、核家族化する現在において、親同士の関わり合い、子育てスキルの向上、親としての自信の向上などを育むものとして、子育て支援策において貴重なものと考えております。一方で、参加者数が限られていることや毎週1回6週間のプログラムを各区で、事業として継続実施することについては、関係部署との調整が必要であり、事業化にはさらに検討が必要と考えています。 現在、家庭訪問や乳幼児健診などで把握した支援の必要な親子については、家庭訪問の継続支援やわいわい子育て相談、親子遊び教室などで支援をしているところです。これらの相談や教室では、親の不安がある場合などに、保護者がお子さんの状態を受け入れることができるまで、保護者の状態に合わせて見守り、適切な支援につなぐ等支援しているところです。	子育て支援課
66	施策4	子どもの生活習慣に関する指標	指標「『朝食を毎日食べている』、『どちらかという食べている』と回答した児童生徒の割合」について、「どちらかという」はどの程度食べているのかわからない。成長期でもあり、毎日食べないと影響がある。したがってこの指標は「毎日食べている」割合とすべきではないか。また、小学生、中学生だけでなく、就学前児童の割合も把握すべきではないか。起床時間や睡眠のことについても目標設定は必要ではないか。	③	ご意見のとおり、「朝食を毎日食べる」ことは非常に重要と考えています。しかしながら、施策4「家庭の教育力の向上」では、基本的な生活習慣として、まずは全ての子どもが朝食を食べる習慣を身につけるという観点から、「どちらかといえば食べている」を含めた目標を100%としたいと考えます。 なお、就学前児童については、ご意見のとおり、「朝食をほぼ毎日食べている児童の割合」を追加しました。	子育て支援課
67	施策4	子どもの生活習慣に関する指標	朝食に関する指標があるが、肥満との関係で、夕食の時間と就寝時間の関係、夕食の質も大事。保育所では、食に関するアンケートを実施しており、データの提供も可能。指標として、夕食と就寝時間との関係も示して欲しい。	③	ご意見のとおり『就寝時間が午後10時以降の児童の割合(就学前)』を設定しました。 参考データとして、起床時刻、就寝時刻についての記載もしています。「夕食時間」については指標としての設定はありませんが、ご意見のとおり、夕食の内容や時間も大切と考えており、今後も幼児栄養教室等で、適正な夕食についての説明を行っていきます。	子育て支援課
68	施策4	父親、祖父母の子育て	「すくすく子育て支援事業」について、父親の教育とか、父親の存在は大事であり、「父親学級」とか「おじいちゃん、おばあちゃん学級」も入れて欲しい。	②	子育ては両親が協力して行うことが重要と考えています。今後も夫婦が参加しやすい時間帯、曜日等を考慮し、沐浴実習をはじめとして、妊娠、育児のことを夫婦で学べる教室を実施します。また、母子手帳交付時に配布する情報提供ハンドブックでも、父親の役割や父親のための出産・育児制度を掲載するなどして父親の育児参加を促しています。今後さらに内容の充実に努めます。	子育て支援課 子ども家庭政策課
69	施策4	父親の育児参加	この施策「母子保健」に父親の視点が見えないように思う。施策が母と子どもの健康ということではあるが、父親が関わらないでよいものではないので、父親がしっかりと育児に参加する施策が必要。父親への教育というところがまだ少ないので、力を入れて欲しい。	①	そのほかにも、子育てふれあい交流プラザ、子どもの館では、男性の育児参加を促進する取り組みとして、「男2代の子育て講座(ソフリエ、パシエ資格認定)」を実施しています。	

「意見の反映欄」①意見の趣旨を計画の中で具体的に記載しています。

③意見の趣旨の一部は計画に反映していますが、反映していない部分もあります。

②意見の趣旨を計画の事業等の中で反映しています。

④意見の趣旨は理解できますが、計画の記載には反映していません。

通番	該当施策 (関連施策)	意見	意見概要	意見の 反映	市としての意見	担当局・課
70	施策4	教職員の資 質向上	保護者向けの教育については、保育士や幼稚園教諭、小学校・中学校の先生の力が本当に大きい。教員に対して、保護者向け教育に関する課題の学習や指導をしっかりとやって欲しい。	②	幼稚園教育要領や保育所保育指針には、保護者や家庭との連携が明記されています。幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成を培う重要なものであり、今後も、職員の資質向上を図るための研修等を支援し、保護者への適切な情報提供を行うなど教育に関する理解が深まるよう努めていきます。 幼稚園、保育所、学校をはじめ、様々な場面で、家庭での教育についての情報提供や支援を行っており、今後も引き続き取り組んでいくために、学校の教員に対しても必要に応じて家庭への啓発活動等について周知を行います。	保育課 子ども家庭政策課 教育委員会
71	施策4	家庭教育学 級の実施日 程	家庭教育学級は開催時間の関係から出たい人が出られないのが課題。できるだけ参加しやすい日時にするなどの配慮が必要。	②	開催時間は、平日の午前中が最も多いですが、土曜日の開催や、平日午後、夜間に開催しているものもあります。より多くの保護者が参加できる日に開催日を設定するよう促していきます。	教育委員会
72	施策4	家庭教育学 級への参加 促進	家庭教育学級について、普段学校に来ない親への教育を家庭教育学級でやって欲しいが、なかなか人が集まらない。学校と一緒にやらないければ大勢が集まるとするのは難しい。	②	家庭教育に関心のない保護者に家庭教育学級に参加してもらうことは難しいですが、入学前説明会や入学式等、多くの保護者が集まる機会を捉えて学校側から家庭教育の重要性について啓発を行っていきたく考えています。	教育委員会
73	施策4 (施策1)	子育てに関 心の低い保 護者への対 応	関心のある保護者は参加するが、関心のない保護者が来ないことが課題。出てきてくれない保護者に対し、どう分かってもらうかが大事である。	②	本市では、母子健康手帳を交付する際には、保健師等の専門職が十分な時間をかけて面接を行い、妊婦の身体的、精神的、経済的状态などの把握に努めるとともに、母子健康手帳の意義や子育て情報を説明しながら母子健康手帳を手渡ししています。また、生後4か月までの乳児家庭全戸訪問を実施しています。関心のない保護者にも必要な情報や支援が行き渡るよう取り組みます。	子育て支援課

### 【施策5 仕事と生活の調和】

74	施策5	事業者への 啓発	保育園児が発熱した際などの緊急連絡先は、いまだに母親が圧倒的に多い。一方でその母親もすぐに仕事を中断するのも難しいという現状がある。そういう場合に父親が迎えに来ることができる仕組みづくりには、この啓発(企業への働きかけ)がかなりの役割を持つのではないかと。	①	企業等事業者の方々に対して、企業等へ直接出向く出前セミナーやワーク・ライフ・バランス推進アドバイザー派遣等を実施し、長時間労働の抑制や年休の取得促進など、働き方の見直しを働きかけていくとともに、男性も家事・育児等に積極的に参画するよう働きかけます。	男女共同参画推進課
75	施策5	病気の子ども のために 仕事を休める 体制	課題として、「病気の子どものために仕事を休める体制の確立が必要」とあるが、どのように具体的な取組に反映させるかという部分が薄いのではないかと。	①		
76	施策5	ワーク・ライ フ・バランス	子ども・子育て会議におけるワーク・ライフ・バランスとしては、子育ての視点、育児支援がない。子どもが病気のとき、どうしても仕事を休めない場合の支援は必要ではあるが、そのような時に休めない仕事とはどんな仕事なのかと思う。社会に子育ての重要性を啓発して欲しい。	①	ご意見の趣旨を踏まえ、保護者が男女を問わず子育てに向き合え、親子で過ごす充実した時間を持つという視点から、施策の方向性を「子育てしやすい環境づくりのための仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進」とし、働く人が子育てに向き合えるよう、長時間労働の抑制や年休の取得促進等の働き方の見直しを働きかけていきます。	男女共同参画推進課

「意見の反映欄」①意見の趣旨を計画の中で具体的に記載しています。

③意見の趣旨の一部は計画に反映していますが、反映していない部分もあります。

②意見の趣旨を計画の事業等の中で反映しています。

④意見の趣旨は理解できますが、計画の記載には反映していません。

通番	該当施策 (関連施策)	意見	意見概要	意見の 反映	市としての意見	担当局・課
77	施策5	ワーク・ライフ・バランス	ワーク・ライフ・バランスに関して、幼稚園での保護者アンケートで、父親が夜中まで帰ってこないという回答が多い。そのため、どうしても母親が孤立した子育てに陥るということがある。子育てをしている世代に対する社会の眼差しは、ただの同情でしかないのではないか。その点についても意見を発信できる会議としたい。	①	企業等事業者の方々に対して、長時間労働の抑制や年休の取得促進等の働き方の見直し、あるいは男性の家事、子育てへの参画を促進するなど、子育てしやすい環境づくりを推進します。	男女共同参画推進課
78	施策5	ワーク・ライフ・バランス	政策分野が「仕事と子育ての両立支援」に対し、施策が「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」ではミスマッチの感がある。「子育て」という部分より、「男女共同参画」が前面に出すぎている。父親も母親と同じように、家族全体で子育てをしていくという大きな視点の下で、子育て施策としてワーク・ライフ・バランスの面からどのようなことができるのかという大枠を外さないようにして取り組んで欲しい。	①	共働き世帯が増加する中、保護者が男女を問わず、子育てに向き合え、親子で充実した時間をもてるよう、政策分野を「安心して生み育てることができる環境づくり」とし、施策を「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進」に改めました。家事・育児の多くを担っているのは母親である現状を踏まえ、男性の家事・育児への参画促進に取り組んでいきます。	男女共同参画推進課
79	施策5	ワーク・ライフ・バランス	子育てに役立つ研修や講演があっても仕事で参加できないという方は多い。研修会で勉強することは子育てに役立つことがたくさんある。このような研修などに参加する際に、育児の休み、年休を取りやすくする施策があれば、本当に研修を受けて欲しい人に聞いてもらえるようになるのではないかな。	②	仕事上の責任を果たしながら、働く人がそれぞれのライフステージに応じて、子育て、地域活動、自己啓発等の個人の生活も大切にすることが、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)のとれた状態です。企業等の事業者や働くの方々に対して長時間労働の抑制や年休の取得促進など、働き方の見直しを働きかけていきます。	男女共同参画推進課
80	施策5	男性向家事・子育て関連講座	ムーブにおける男性向け家事・子育て関連講座の参加者がまだ少ないということについて、増やしていく手立てが必要。	②	男性向け家事・育児関連講座の開催について、土曜日や平日の夜間等参加しやすい日時での開催や魅力ある内容など、ニーズに合ったさまざまな工夫をしながら企画していきます。	男女共同参画推進課
81	施策5	父親の家事・育児参加	父親の家事・育児への参加について、保育所を利用している父親は料理や送り迎えなどかなりしている。周りの父親を見てそれができるといこともあるので、「モデルを示す」という取り組みを強化して欲しい。	②	平成24年ワーク・ライフ・バランス推進キャンペーンにおいて、「北九州イクメン・カジダンの星」を募集し、紹介しました。また、ワーク・ライフ・バランス表彰の個人部門でイクメン等を表彰しています。今後とも、父親の家事・育児への参画について、情報提供・発信に努め、「見える化」を推進します。	男女共同参画推進課
82	施策5	父親の家事・育児参加	指標の「父親が家事・育児をしている時間」について、父親に全部任せたい訳ではなく、「家族が家事・育児をできる時間」を多くすることこそが、ワーク・ライフ・バランスだと思うので、家族が家族らしい生活ができることの強化という意味で、これを取り入れて欲しい。	①	男性も家事・育児に参画することにより、母親だけでなく、父母ともに子育てに関わる時間を多く持てるよう、新たな指標として「主に子育てをしているのは、『父母ともに』行っている人の割合」を設定し、目標は「増加」としました。	男女共同参画推進課
83	施策5	ムーブにおける介護講座について	具体的な取り組み「ムーブにおける男性向け料理教室や介護の講座の開催」とあるが、仕事と子育ての両立支援という政策分野において「介護」が入るのは少し違うのではないかな。受講者の数には、退職した方などが介護講座を受講したものも含まれるのではないかな。受講者に子育てに関わる方がどれくらいいたのかが必要。	①	ご意見の趣旨を踏まえ、この計画が「子どもプラン」であることから「介護」については除きました。また、男女共同参画センター・ムーブ等における男性向け料理教室については、託児を設けたり、父と子の料理教室を開催するなど、子育て中の父親にも参加しやすいように工夫していきます。	男女共同参画推進課
84	施策5	地域で開催する父親の家事・育児講座	ムーブまで講座を受けに来られる男性は少ないのではないかな。地域の市民センターの日曜開放などでお父さんと子どもと一緒に参加できるようなシステムの方が参加しやすく広がっていくのではないかな。各地域においてそういう講座を開催すればよいと思う。	②	ムーブの他に、地域での拠点施設として「レディスもじ」「レディスやはた」を設け、同様の講座を開催しています。また、土曜日や平日の夜間等、参加しやすい日時での開催や魅力ある内容など、男性が参加しやすいような様々な工夫に努めていきます。	男女共同参画推進課

「意見の反映欄」①意見の趣旨を計画の中で具体的に記載しています。

③意見の趣旨の一部は計画に反映していますが、反映していない部分もあります。

②意見の趣旨を計画の事業等の中で反映しています。

④意見の趣旨は理解できますが、計画の記載には反映していません。

通番	該当施策 (関連施策)	意見	意見概要	意見の 反映	市としての意見	担当局・課
85	施策5	父親の家事・育児参加	父親や働く大人のことばかりで子どもが見えてこない。働きながら子どもと接する時間を持つというものが必要。男性向けの料理教室に参加する時間があるのであれば、その時間を子どもと過ごして欲しいと自分は思う。もう少し、「子どもが」という視点で考えて欲しい。	②	働きながら保護者が子どもと接する時間を持つことと、男女がともに協力して子育てを行うことは、子どもの健やかな成長にとっていずれも大切なことと認識しています。ご指摘の「男性向けの料理教室」については、男性が家事を分担することで、家庭の中で男女がともに子育てを行う環境づくりにつながると考え、そのきっかけを提供する事業として行うものです。ご指摘の趣旨を踏まえ、施策の方向「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進」の各種事業を通じて、子どもにとってより良い環境づくりに取り組みます。	男女共同参画推進課

### 【施策6 安全・安心なまちづくり】

86	施策6 (施策9)	プレイパークの設置	外遊び環境の充実のために、常設のプレイパークの設置を切望する。常設のプレイパークがあることで、そこを拠点に外遊びの豊かさや大切さを市民で共有することができる。拠点でノウハウの蓄積や人材育成を進め、それを地域に発信することで、親や支援者など、やりたい人が地域で外遊び環境を豊かにしたい取組をサポートすることができ、外遊びのリソースセンターとなる。	③	自然の地形や樹木を利用して遊べるプレイパークは、子どもにとって新たな発見やさまざまな体験ができる遊び場です。一方で、安全面や管理面などの課題が多いのも現状です。そこで、自然とふれあえる外遊びの方法や内容について、NPO等を協力しながら検討を進めていきます。	子ども家庭政策課 子育て支援課 青少年課
87	施策6 (施策9)	プレイパークの設置	(仮称)子どもの安全・成長に配慮した公園整備事業【検討中】について、小さな子どもに配慮した公園整備を進めていく。とあるが、「プレイパーク」(冒険遊び場)などの「子どもたちや地域の大人が作る」公園、焚火が出来たり子どもの想像力が広がるような場所が必要。体験、生きる力工夫が培われるような場所が保障されるべきだと考えます。	③		
88	施策6 (施策9)	遊び・体験のNPOネットワークの活用	遊びと体験をベースに外遊び環境づくりに必要な様々なプログラムを提供できるNPOの活用し、行政と協働しつつ外遊び環境づくりを充実させる。	②		
89	施策6 (施策9)	幼児期の外遊び	親自体が土や石や草をいじって遊ぶという体験が少ないのではないかと。小さいころに自然に触れて遊ぶのはとても大事だと思う。	②	「外遊び」については、自然体験活動などを通じて「生きる力」を育む野外活動等推進事業の中で取り組むことを想定しています。建設局所管の公園事業との連携の中で検討していきたいと考えています。	子ども家庭政策課 青少年課
90	施策6 (施策9)	幼児期の外遊び	プレイパークの意見は良いと思う。今の子どもたちの中には体幹が育っていないため、椅子に座って一定時間姿勢を保つことができないので、小学校の授業が聞けない。そして不登校になるという場合があり、外遊びは大切。	②		

「意見の反映欄」①意見の趣旨を計画の中で具体的に記載しています。

③意見の趣旨の一部は計画に反映してありますが、反映していない部分もあります。

②意見の趣旨を計画の事業等の中で反映しています。

④意見の趣旨は理解できますが、計画の記載には反映していません。

通番	該当施策 (関連施策)	意見	意見概要	意見の 反映	市としての意見	担当局・課
91	施策6 (施策7) (施策9)	身体を動かす活動	子どもが人間として成長していくために身体を動かすことはとても大事であるが、身体活動の少ない子どもが非常に増えている。活動する子としない子が二極分化している。厚労省が出している幼児の運動指数でも1日60分は身体活動が必要ということになっている。身体だけでなくいろいろな体験を積むということも含めて、こういう活動が必要と国も示しているので、それを踏まえた施策をお願いしたい。	②	乳幼児健診のアンケート結果などから、メディア接触が長い場合などに、メディアの利用方法、身体を動かす活動や親子のふれあいの大切さなどについて、指導することとしています。 保育所においては、健康な心を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養うために、粗大運動から微細運動を含め、0歳児からおおむね6歳児までの保育課程を作成し、連続性のある計画のもと、日常の保育が行われています。 また、幼稚園における運動は、楽しみながら動かす遊びを通じて、日常の活動の中で行われています。 さらに、小中学校では、二極化問題や体力の低下等の課題解決へ向けて、各学校が策定している体力アッププランを基に、運動機会・運動量の増大に向けた取組を継続実施しています。体育科・保健体育科授業外における取組もほぼ全校で、工夫されています。今後は、年間を通じた取組の充実に努めていきます。また、ダンスの運動量の豊富さと、表現力の育成に着目したダンスを活用した体力アップについても、取組を重ねています。	子育て支援課 保育課 教育委員会
92	施策6	公園の管理	公園の整備がきちんとされているが、公園にタバコの吸殻やシンナー使用の跡があるため、子どもを連れていく前に保育士が点検する必要がある。公園の維持管理も強化して欲しい。	②	公園の維持管理は各区まちづくり整備課が行っており、地域(公園愛護会)などと連携しながら、今後も適正な管理に努めます。 また、タバコの吸殻ごみやシンナー使用の痕跡など、不適切な使用が目立つ公園があれば、個別に対応していきます。	建設局
93	施策6	登下校時の安全	地域の安全確保により、子どもたちが安全に登下校ができるような体制が必要。子どもの肥満を調べた際に、親が車で送迎しているところは子どもの肥満も多いということも出ている。	②	地域防犯対策事業の取り組みの中で、市が支援を行っている「生活安全パトロール隊」による登下校時の見守り活動を行っています。	市民文化スポーツ局 安全・安心推進課
94	施策6	自転車の安全指導	自転車の交通指導は小学校3年生からと聞かすが、小学校に上がり親から離れて一人で行動を始める低学年の時期が一番危ないのではないかと。小学校3年生からはじめたのでは遅いと思う。	①		
95	施策6	自転車の安全指導	小学校1～2年のときは一人で自転車に乗ってでかけるものではないという考えがあるようだが、現実に1年生はもう乗っているのだという前提で交通安全指導をする。安全なまちづくりはそのくらいから始めたほうがよいのではないかと。	①	本市が管理する交通公園では、保育園児や幼稚園児、さらには小学校低学年など多くの子どもを対象に自転車ルールやマナーをはじめとした交通安全指導に取り組んでいます。 また、保育所や幼稚園、小学校に出向く園外での交通安全指導や警察と連携した巡回交通安全教室なども実施しています。 今後とも様々な機会を通じて子どもの自転車教育や交通安全指導に努め、自転車事故の対策に取り組んでまいります。	市民文化スポーツ局 安全・安心都市整備課
96	施策6	自転車のマナー指導	自転車のマナーの悪さも問題である。自転車に乗り始めた子どもが、小さな子どもに対して危険な運転をする方になる。自転車教室では自分の身を守ることも大切であるが、歩いている人に対するマナーも指導の中で徹底して欲しい。	①		

「意見の反映欄」①意見の趣旨を計画の中で具体的に記載しています。

③意見の趣旨の一部は計画に反映してはいますが、反映していない部分もあります。

②意見の趣旨を計画の事業等の中で反映しています。

④意見の趣旨は理解できますが、計画の記載には反映していません。

通番	該当施策 (関連施策)	意見	意見概要	意見の 反映	市としての意見	担当局・課
----	----------------	----	------	-----------	---------	-------

【施策7 幼児期の学校教育・保育の提供】

97	施策7	保育士の人材確保	定員を満たしていないにも関わらず、保育士が確保できないため、新たな子どもを受け入れられないという現実がある。人材確保の対策はあるが、確保が難しい原因を解明していない。足りていないから増やすとあるが、なぜ足りないかという議論がないため、増えるはずがない。保育士が増えなければ、受入れも当然増えない。	②	保育士不足の理由の一つとして、就職情報の不足が考えられます。そのため、就職支援説明会や保育士等資格活用研修を開催して、保育士養成施設や保育現場の意見を取り入れ、実態に即した取組みをしていきます。また、ハローワークと提携し、潜在保育士の復帰支援に努めたいと考えています。保育士の処遇改善についても国の動向を踏まえながら、対応していきたいと考えています。	保育課
98	施策7	幼稚園教諭の不足	現状に保育士不足が上げられているが、幼稚園教諭についても不足している。幼稚園で新しい保育を実施する場合にも、幼稚園部分の先生がいなければ、預かり保育や長時間預かりの実施が困難となる。幼稚園教諭の確保にかかる施策についても検討して欲しい。	①	北九州市私立幼稚園連盟および福岡県私立幼稚園振興協会北九州部会が主催している「私立幼稚園合同就職説明会」については、これまで市教育委員会で共催しておりました。子ども・子育て支援新制度が施行される中、幼稚園や認定こども園が必要とする人材を確保できるよう支援していきたいと考えています。	子ども家庭政策課
99	施策7	市立幼稚園、直営保育所	市立幼稚園、直営保育所は、今後は各自治体の中で、研究・研修の拠点として位置づけられると思うが、そういった方向性のある程度明確に示して進めて欲しい。	②	直営保育所については、特別な支援を要する子どもや家庭の支援のために必要な施設で運営する方向で考えています。子育て支援の観点から、今後の役割、必要な機能などを明確にした上で、将来へ向けた施設の再編と、その機能や人材を活かした取り組みの強化について検討を進めます。 市立幼稚園については、研究実践機能を担うために必要な施設で運営する方向で考えています。教育委員会では、基本的な生活習慣の確立など幼児教育の課題解決に向けての研究実践の内容や機能について検討を進めます。	保育課 教育委員会
100	施策7	土日祝の保育サービス	現状として「土日祝」の保育の利用希望の数字が出ているが、土日に保育を利用した子どもの休みの確保については追跡されていない。近年子どもの規範意識がないとか、基本的な生活の欠如、コミュニケーション能力の不足という現状があるにも関わらず、親と子を引き離すような施策を継続することがよいのかという思いがある。	④	「土日祝」の保育については、保護者からのニーズもあることから、継続して実施していく必要があるものと考えています。なお、ご指摘の「土日に保育を利用した子どもの休みの確保」については、今後の研究課題とさせていただきますと考えています。	保育課
101	施策7 (施策14)	保育所における障害児受入加配の制度	発達障害の子どもを保育所が受け入れた場合の職員の加配は障害児3人に対し1人である。全国的にも非常に手厚い対応をされているという現状は理解しているが、年齢の異なる障害児3人に加配の職員一人をどのように配置するかなど、各保育所は工夫をしているが、とても難儀している。そこで、子ども総合センターでの判定だけでなく、総合療育センターでの診断により保育に加配がつくような仕組みになれば、保育所で確実な指導ができ、それ以降の小学校・中学校での教育がずいぶんと変わるのではないかと。	③	北九州市では平成16年度より発達障害児も市独自に障害児保育の対象とすることとなりました。そのため、発達障害の子どもに関して、障害児保育の対象となるかの判断は、市内で唯一子ども総合センターで行うこととしております。現在、障害児保育の手続きの見直しを行うとともに、保育カウンセラー、保育アドバイザーの派遣等保育所への支援を強化しております。	保育課

「意見の反映欄」①意見の趣旨を計画の中で具体的に記載しています。

③意見の趣旨の一部は計画に反映していますが、反映していない部分もあります。

②意見の趣旨を計画の事業等の中で反映しています。

④意見の趣旨は理解できますが、計画の記載には反映していません。

通番	該当施策 (関連施策)	意見	意見概要	意見の 反映	市としての意見	担当局・課
102	施策7	子育て支援 コンシェル ジュ	(仮称)子育て支援コンシェルジュ配置事業については、現在の区役所の子ども・家庭相談コーナーのようなカウンター越しではなく、相談室や親子ふれあいルームのような場所で子どもや親の様子に接しながら、相談ができたり、軽度の発達障害を疑う場合など、療育に気持ちが向かない方の背中をちょっと押してあげるなど、専門家と専門家の間をつなぐ役割を担うようなことができればよいと思う。	④	「(仮称)北九州市子育て支援コンシェルジュ」については、名称を「保育サービスコンシェルジュ」として素案に掲載しました。 「保育サービスコンシェルジュ」については、これまで提供してきた保育所の情報に加え、幼稚園・認定こども園や、一時預かりなどの各種事業も含め、利用者が適切なものを選択し円滑に利用できるようにするための情報提供・助言や、関係機関との連絡調整等などの支援を行います。	保育課
103	施策7	子育て支援 コンシェル ジュ	子育て支援コンシェルジュと子育て支援総合コーディネータの名称について、市民感覚で言えばどのように内容が違うのか分かりにくい。	①	「(仮称)北九州市子育て支援コンシェルジュ」については、名称を「保育サービスコンシェルジュ」として素案に掲載しました。	保育課
104	施策7	子育て支援 コンシェル ジュ	横浜市で実施されている保育コンシェルジュは大変機能しており、いいことだと思う。本市で実施するにあたっては、各園の特徴などをしっかりと調べて、制度等もしっかりと把握して運用をして欲しい。	①	「(仮称)北九州市子育て支援コンシェルジュ」については、名称を「保育サービスコンシェルジュ」として素案に掲載しました。 「保育サービスコンシェルジュ」については、これまで提供してきた保育所の情報に加え、幼稚園・認定こども園や、一時預かりなどの各種事業も含め、利用者が適切なものを選択し円滑に利用できるようにするための情報提供・助言や、関係機関との連絡調整等などの支援を行います。	保育課
105	施策7	保育	保育サービスの施策に関する考え方は、幼稚園、保育所といった施設を中心に考えるのではなく、人(対象となる子ども)を主体として考えるべきではないか。	②	北九州市は、子どもの健全育成や子育て支援の推進に当たり、子どもの権利を擁護し、子どもの幸せを第一に考え、子どもの最善の利益を考慮しています。そのため、計画の視点「子どもの視点」に、その旨を明記しました。 ただし、具体的に事業を実施する上では、対象となる施設などにより、根拠法令や制度が異なることから、施策を分けて対応しています。	保育課
106	施策7	就学前教育 の対象施設	資料3-1基本事項の仮説で、施策(5)「就学前教育」に幼稚園と認定こども園が示されているが、ここには保育所も含まれる。	①	従来の施策「就学前教育」、「保育」と分けていた施策について、次期計画においてはご意見の趣旨も踏まえ、「幼児期の学校教育・保育の提供」として、一つにまとめました。この施策には、認定こども園、幼稚園、保育所はもとより、小規模保育や家庭的保育など保育サービスにかかわる事業も含まれます。	子ども家庭政策課
107	施策7	幼稚園、保 育所の記載 順	認定こども園、幼稚園、保育所という施設の表記順について、国の基本指針に準じたとのことであるが、北九州市はこれまで対象児童の年齢順に保育所、幼稚園、小学校という順で表記していた。従って、今後も保育所、幼稚園、認定こども園、小学校という表記とすべき。項目により表記の順が異なると、その項目はここに軸足を置きますと誤解を招きかねない。	④	「保幼小連携事業」については、ご指摘のとおり、「保育所、幼稚園、小学校」の順で施設名を表記しています。 今回、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供する子ども子育て支援新制度を実施するにあたり、表記の方法を統一する必要があると考え、国の基本指針等で使われている「認定こども園、幼稚園、保育所」の表記順を、原則として採用したものです。 なお、これらの施設は、子どもの成長や子育て支援において、等しく重要な個別の役割を担っており、表記順のよりその優劣を示すものではありません。	子ども家庭政策課 保育課

「意見の反映欄」①意見の趣旨を計画の中で具体的に記載しています。

③意見の趣旨の一部は計画に反映していますが、反映していない部分もあります。

②意見の趣旨を計画の事業等の中で反映しています。

④意見の趣旨は理解できますが、計画の記載には反映していません。

通番	該当施策 (関連施策)	意見	意見概要	意見の 反映	市としての意見	担当局・課
108	施策7	必要以上の 保育を防ぐ 対策	保護者の育児不安、子育て力の低下、支援の必要な保護者の増加という現状がある中、保育短時間の認定を受けた保護者が、1日2時間の就労時間に対して、保育を8時間まるまる使うことの問題について、「保護者の良識」に任せるのではなく、どこかで歯止めをかけ線引きをするシステムの構築が必要ではないか。「保護者の良識に任せて」となったとき、混乱するのは現場であり、預けられる子どもである。子どもが預けられっ放しになることを防ぐ、あるいは親が親になっていく機会を失わせないようにすることが必要。	②	新制度では、保育の必要性の認定において、必要保育量を標準時間と短時間の2区分としており、保護者は認定に応じた保育を利用することができることとされています。このため、認定された保育の利用時間を、別途制限することとなる制度を作ることはできません。したがって、保護者に対し、親子でふれあう時間の大切さなどについて、さまざまな機会を通じてお知らせすることにより、必要以上に保育を利用することがないよう啓発を進めていきます。	保育課
109	施策7	ニーズ調査 クロス集計	アンケート調査結果、就学前児童の「定期的な教育・保育の利用状況」(資料1 P15)について、何歳の子どもが、どのような教育・保育を利用しているかを把握するため、子どもの年齢別のクロス集計が必要。	②	ご意見のとおりクロス集計を行い、今後の施策立案等の参考とします。また、参考資料として各委員に分析結果を配布させていただきます。	子ども家庭政策課
110	施策7	ニーズ調査 クロス集計	アンケート調査結果、就学前児童の「定期的な教育・保育事業を利用していない理由」(資料1 P19)について、「子どもがまだ小さいため」という理由については、子どもの年齢とのクロス集計が必要。	②		
111	施策7	ニーズ調査 クロス集計	アンケート調査結果、就学前児童の「土曜日の定期的な教育・保育事業の利用希望」(資料1 P21)及び「日曜日・祝日の利用希望」(資料1 P22)について、利用希望者が現在何歳で、どの事業を利用しているのかクロス集計することが必要。	②		
112	施策7	病児・病後 児保育	子どもの育ちの面から、病気のひどいときに親が預けて仕事にいけば、子どもと親の信頼関係がなりたない。ウイルスなどが出る期間の長い感染症などあり、病後児保育は納得できないわけではないが、病児保育には反対である。働くということにおいて、障害となることではあるが、事業所への丁寧な説明など行政からのアプローチが必要ではないか。	③	共働き世帯が増加する中、仕事の都合などにより自宅での保育が困難な病氣中・病氣回復期の児童を預かる「病児・病後児保育」に対する保護者ニーズは依然高く、本市では、平成26年6月現在、市内9箇所事業を実施しています。 今後は、実際の利用状況や保護者ニーズを踏まえながら、新規開設に取り組むとともに適切な利用について保護者にパンフレットを配布するなど啓発を行います。 加えて、企業等の事業者に対して、仕事と子育てとの両立への理解促進や働きやすい職場環境づくりを働きかけます。	保育課
113	施策7	病児・病後 児保育	ひとり親家庭にとって病児・病後児保育はとても必要で、本当に助かっている事業である。あまり条件を見直して利用できなくなるようにするのはなく、もっと増やして欲しい。	①		
114	施策7	病児・病後 児保育	見直して撤廃するのではなく、必要な人にはきちんと提供するけれど、親が安易な気持ちで使っている可能性もあるので、単に事業を継続するのではなく、利用条件をしっかりと見極める必要がある。	②		
115	施策7	病児・病後 児保育	病児・病後児保育は登録制なので、登録時にパンフレットなどで、利用モラルや子どもにとって何がよいのかを保護者に伝える必要がある。ただし、本当に大変なときは、きちんとバックアップできるので安心してくださいという制度は重要である。	②		

「意見の反映欄」①意見の趣旨を計画の中で具体的に記載しています。

③意見の趣旨の一部は計画に反映していますが、反映していない部分もあります。

②意見の趣旨を計画の事業等の中で反映しています。

④意見の趣旨は理解できますが、計画の記載には反映していません。

通番	該当施策 (関連施策)	意見	意見概要	意見の 反映	市としての意見	担当局・課
----	----------------	----	------	-----------	---------	-------

【施策8 放課後児童クラブ】

116	施策8 (施策14)	障害児受入 加配	放課後児童クラブの全児童化に伴い、高学年児童や障害のある児童の利用が増加している。 障害の診断がつかないいわゆるグレーゾーンと言われる子どもの受入れについても、障害認定のある子どもと同様の指導員の加配を要望する。	④	現在、障害児受入加算(加配)の認定は、特別支援学級等の利用実態や医師等の診断に基づき判断しています。「グレーゾーンと表現される児童」に対する指導員の加配については、課題として受け止め、今後、研究したいと考えています。	子育て支援課
117	施策8	放課後児童 クラブ規模	「児童概ね40人に対して、指導員2名を促進する」については、子どもが生活する人数として適正であり、是非守って欲しい。大規模学童について現在70名以上は分割となっているが、施設の関係上、名簿上での分割というところがある。40人になった場合、施設整備を行って欲しい。	③	指導員の配置については、国の基準を踏まえ、児童概ね40人に対して放課後児童支援員等2名の配置を促進します。なお、大規模クラブの取り扱いについては、今後国から示される考え方を踏まえて対応を検討します。	子育て支援課
118	施策8	夏の教室 (地域版)の 実施	「夏の教室(地域版)」において、地域の中に、中学・高校にも協力を求め、中学・高校生と小学生との交流の場を設けることを提案する。地域の年長者の方の支援も大切だが、お兄さん、お姉さんという子ども達との関わりが、子ども達の共に学びあうという体験となる。	②	中学・高校生との交流については、一部の放課後児童クラブにおいて、中学・高校生が「放課後児童ヘルパー等」として、「夏の教室(地域版)」やその他の行事などで活動しているとの報告を聞いております。この活動を他のクラブにも参考となる取り組み事例として紹介することなどを検討したいと考えています。	子育て支援課 教育委員会
119	施策8 (施策9)	地域が青少 年のボラン ティア活動 を受け入れ る仕組	子どもたちの学習支援の大学生ボランティアを学校や市民センター、放課後児童クラブに送り込み、若い人の学びの場として欲しい。このようなきっかけをつくることで、まちづくりの中に新しい学生が入り、相乗効果でいじめや非行の問題なども変わってくるのではないかと。学校の先生が忙しく、細かな気配りや目配りが大変な中、若い人の力を借りてやっていければよい。	②	一部の放課後児童クラブでは、夏休み等の学校長期休業期間を中心に、大学生ボランティアを受け入れているとの報告を聞いており、大学生についても『夏の教室(地域版)の実施』における『放課後児童ヘルパー等』の取り組みの一部と考えています。 なお、23年度より、高校生や大学生などの青年リーダー(青少年課所管事業)が、一部のクラブに派遣され、子どもたちの体験活動を支援しています。 他のクラブにも参考となる取り組み事例として紹介することなどを検討したいと考えています。	子育て支援課 青少年課
120	施策8	放課後児童 クラブと小 学校との連 携	障害のある児童をはじめとする利用者数の増加に伴い、小学校等の関係機関とのより一層の連携が必要 小学校との連携が重要視される中、小学校長が数年ごとに変わり、連携の内容が違ってくこともあり、連携の薄さが問われているクラブがある。 情報の共有は、本当に必要性を感じる。 施策の中に学校との連携についてのより具体的な詳しい内容を盛り込み明記して欲しい。 学校だけでなく、療育センター、発達障害者支援センター、教育相談カウンセラーとの放課後児童クラブの指導員の交流の場の設定を望む。	③	平成24年度より、放課後児童クラブアドバイザーを派遣し、指導員への助言や小学校とクラブの関係づくりに努めています。その結果、児童に関して意見交換を始めたなどの報告も寄せられています。特に、障害のある児童の処遇に苦慮しているケースも多く、学校とのより緊密な連携が必要だと考えています。 また、発達障害者支援センターなど専門機関とは、放課後児童クラブの指導員研修会への講師派遣や個別事案への相談対応など連携を図っていますが、今後は提案のような取り組みに発展できないか、関係者と協議していきたくと考えています。	子育て支援課
121	施策8	放課後児童 クラブ	以前の放課後児童クラブは、保護者が迎えにくるまでただ預かるだけであったが、今は全く違う。家庭学習をしないと学校の勉強についていけない子どもが多く、放課後児童クラブで教材を作って教えたりするなど、保護者に頼りにしてもらっているが、それでも全てに行き渡るまでではない。小学校との連携を強め、子どもたちとずっと深く関わっていききたい。			

「意見の反映欄」①意見の趣旨を計画の中で具体的に記載しています。

③意見の趣旨の一部は計画に反映していますが、反映していない部分もあります。

②意見の趣旨を計画の事業等の中で反映しています。

④意見の趣旨は理解できますが、計画の記載には反映していません。

通番	該当施策 (関連施策)	意見	意見概要	意見の 反映	市としての意見	担当局・課
122	施策8	放課後児童ヘルパーの活用	学童クラブは生活の場であり、児童は家庭や学校でのいろいろなことを抱えてクラブに戻り、指導員に思いをぶつけてくる。指導員と信頼関係を作るのに時間がかかるため、ヘルパーとして関わりの少ない人が来ても、子どもは戸惑うのではないかと考える。	④	放課後児童ヘルパーについては、クラブ行事等の実施にあたり、指導員を支援して、活動の充実を図ることを目的としています。地域の高齢者の方と一緒に活動することで、異年齢(世代間)交流が進み、地域内での児童の見守り活動に繋がったとの報告事例も寄せられており、今後も取り組みを継続したいと考えています。	子育て支援課
123	施策8	放課後ジュニアリーダープログラム	放課後ジュニアリーダープログラムの展開について、高学年となると自分の時間を作りたくなるときもある。子どもの成長を考えると、低学年の世話も大切だが高学年独自の活動も大切になってくる。	②	放課後児童クラブにおけるこのプログラムは、常時、高学年に、低学年の世話をすることを求めているわけではなく、行事の実施時などに、リーダー役をお願いすることを想定しています。なお、高学年独自の活動にも留意していきたいと考えています。	子育て支援課
124	施策8 (施策9)	放課後の居場所づくり	小学生高学年から中学生でも放課後の行き場のない子どもが大勢いる。本市の非行や少年犯罪、学力や体力が低いことも学齢期の過ごし方が大きく関与していると思われる。行き場のない子どもの放課後児童クラブ以降の居場所を作ることは、社会の責任ではないか。子どもの居場所として、市民センター等の活用、大学生ボランティアの活用を検討してはどうか。	②	放課後児童クラブについては、全児童化に取り組み、留守家庭以外や高学年の児童についても利用することができます。また、中学・高校生をはじめとした若者が、学習や体験、スポーツ・文化活動、仲間との交流等を通じる場としての「ユースステーション」や「夜宮青少年センター」を運営しています。	子育て支援課 青少年課
125	施策8	放課後児童クラブ	学童保育の保護者会での意見として、児童数が多いことで目が行き届かないというものがある。1施設あたりの児童数が過大となる問題を解決するために、卒園児だけを受け入れるような配慮をした上で、幼稚園をやっている学校法人や社会福祉法人に運営を委託することを考えてよいのではないか。	④	本市の放課後児童クラブの利用者は同一小学校の児童であり、利用者と同じような利用内容を提供するためには、一体的な運営を行うことが必要であり、単一の団体に運営を委託することが望ましいと考えています。なお、児童数が多いクラブの場合、これまでも分割を行いそれぞれのクラブに指導員を配置するよう努めており、新制度においても、児童概ね40人に対して放課後児童支援員等の2名配置を促進し、こうした課題に対応していきたいと考えています。	子育て支援課

### 【施策9 青少年の健全育成】

126	施策9	地域が青少年のボランティア活動を受け入れる仕組み	施策の柱「青少年への社会体験活動等の機会や場の提供」として、北九大の「地域創生学群」の学生が実施している取り組み。地域に入り込んで継続的にボランティア活動をしていけるように、まちづくり協議会が青年を受け入れるようなしくみがあれば良いと考える。	②	青少年ボランティアステーション推進事業において、ボランティアに取組みやすい環境づくりやきっかけづくりに取り組んでいます。ご提案の活動の場の拡大は、活動を充実する中で信頼とともに獲得していくものと考えます。	青少年課
127	施策9	「青少年の非行を生まない地域づくり」推進本部運営事業について	「青少年の非行を生まない地域づくり」推進本部運営事業として(各団体等の)代表者が出席するような本部的運営の会議等だけでなく、地域での区分的(自治会区分)な取り組みをしてほしい。交番警察や民生委員・児童委員、保護司、防犯委員等、地域区分での小会議(現状と対策検討会議)のようなものを設けてはどうか。	②	地域における取組みとして、既に「校区まちづくり協議会」や「地域会議」等が活動しています。今後、更なる連携が進むよう、推進本部で議論しながらそれぞれの活動を支援していきたいと考えます。	青少年課

「意見の反映欄」①意見の趣旨を計画の中で具体的に記載しています。

③意見の趣旨の一部は計画に反映していますが、反映していない部分もあります。

②意見の趣旨を計画の事業等の中で反映しています。

④意見の趣旨は理解できますが、計画の記載には反映していません。

通番	該当施策 (関連施策)	意見	意見概要	意見の 反映	市としての意見	担当局・課
128	施策9	メディアリテラシー	メディアに情報が溢れている中で、情報の真偽をしっかりと見抜かなければ、自分が問題に巻き込まれるということを学校などで詳しく教えて欲しい。	①	現在、メディアリテラシー教育のほか、啓発用CMやリーフレット等を活用した啓発活動に取り組んでいます。ご指摘の視点も踏まえながら、教育委員会と連携して一層の充実・強化を図りたいと考えています。	青少年課
129	施策9	薬物等乱用防止の指標	評価指標「シンナー等乱用少年の検挙補導者数」は、「ドラッグ」などの検挙補導者数のほうが時代にあっているのではないかと。	③	「シンナー等乱用少年の検挙補導者数」は平成25年度に0人となりましたので、指標から外すこととしました。一方で、違法ドラッグ等の使用が疑われる事案など新たな課題も生じていますが、現時点では有意な統計データがないことから、指標としての設定は見送ります。しかしながら、脱法ドラッグをめぐる動向を注視することとします。	青少年課
130	施策9	シンナー・脱法ドラッグ対策	シンナーや脱法ドラッグは非常に怖い問題である。かなり気をつけて対策をやって欲しい。	①	薬物等乱用防止教室等において、学校や地域での啓発に力を入れて取り組んでいきます。	青少年課
131	施策9 (施策10)	不良行為、 刑法犯少年 の立直り支援	施策「青少年の健全育成」の現状に挙げられる「不良行為少年」、「刑法犯少年」、「シンナー等乱用少年」及び施策9の「刑法犯少年」については、青少年を守るために、非行防止や犯罪防止とともに、再犯せずに、社会の一員として、将来の希望が持てるように、合同的に指導・支援の必要がある。	①	刑法犯少年や不良行為少年を分けることなく、非行相談や就学・就労支援などの立ち直り支援に力を入れていきます。	青少年課
132	施策9	スクール ソーシャル ワーカー	スクールソーシャルワーカーが7名まで増員が進んだことは大変喜ばしい。福祉分野のソーシャルワーカーが、学校教育という他分野に入って活動する際、分からないことも多く、手探りで苦労しているのではないかと。他分野に入っていき者の苦しさを理解して、ソーシャルワーカーのストレスケアの部分をきちんと考えて欲しい。	②	新規採用のスクールソーシャルワーカーに対しては、教育委員会や市の関係機関による研修を行っているほか、前任のスクールソーシャルワーカーや指導主事と十分な引継ぎを行っています。また、スクールソーシャルワーカーは日常的に指導主事と綿密な情報交換を行っており、必要に応じて、指導主事と共に学校訪問やケース会議を行っています。	教育委員会
133	施策9	スクール ソーシャル ワーカー	スクールソーシャルワーカーは、一人あたりの対応件数が多く、現場からはなかなか来てもらえない、十分な相談ができないという声も聞く。できるだけ充実させて欲しい。	②	不登校や家庭環境などの問題を抱える児童生徒や保護者を支援するため、平成20年度に2名だったスクールソーシャルワーカーを平成25年度までに7名まで増員しました。今後も、支援対象者の推移や取組状況を見ながら、さらなる増員や、より効果的な配置等についても検討し、体制の充実を図っていきます。	教育委員会

「意見の反映欄」①意見の趣旨を計画の中で具体的に記載しています。

③意見の趣旨の一部は計画に反映してありますが、反映していない部分もあります。

②意見の趣旨を計画の事業等の中で反映しています。

④意見の趣旨は理解できますが、計画の記載には反映していません。

通番	該当施策 (関連施策)	意見	意見概要	意見の 反映	市としての意見	担当局・課
134	施策9	いじめ対策	いじめ対策はもう少し踏み込んだ対策をやって欲しい。特にネット上のいじめは、昔のように学校に行っているときだけではなく、24時間365日休みなしとなるため、精神的なダメージがかなりのものになる。その辺のところを整理してもう一歩進んだ対策を講じて欲しい。	②	近年、携帯電話やスマートフォンの普及に伴い、ネットによるいじめ事例が多く報道されており、本市においても喫緊の課題であると認識しています。このため、教育委員会としては、インターネット上のブログやプロフィールサイトなどの定期的な監視や不適切な書き込みやトラブルを引き起こしたサイトの継続した見守りを行っているほか、保護者に対して、ネットトラブル防止に関する啓発リーフレットを配布して、注意喚起を促しています。また、教職員に対して、実態をしっかり認識させるために、携帯電話やスマートフォンの取扱上の注意点やネットトラブルに関する研修を徹底しています。加えて、この問題については、使用する者自身の意識を高める必要がありますので、児童生徒に対して情報モラルについて指導しています。今後は、これまでの取組に加え、「ケータイ夜10時電源OFF運動」を推進しているPTA協議会や携帯事業者とも連携し、児童生徒及び保護者に向けた利用についての留意点やトラブル事例の紹介など周知・啓発を推進していきます。	教育委員会

#### 【施策10 子ども・若者の自立や立ち直りの支援】

135	施策10	YELLの運営	YELLについて、相談件数や業務、様々な取り組み等に対して、スタッフの人員が少ないと感じるため、人員増が必要ではないだろうか。	③	YELLの機能充実については、検討を行っているところです。現在は、利用者に提供するステップアッププログラムを充実させるなど、できることから取り組んでいます。	青少年課
136	施策10	YELL、若者ワークプラザと教育機関との連携	教育関係者や保護者の多くは、YELLや若者ワークプラザ等の情報を知らない。そのため、教育機関への周知徹底が必要。(管理職や特別支援教育コーディネーターに対して、福祉に関する情報を必須研修にするなど)	②	YELL等の相談窓口に関する周知については、情報発信に取り組んでおり、養護教諭等への周知は進んでいるところですが、広く一般の教員や保護者の認知はまだ不足している状況です。今後は、情報発信に加え、教育機関等との連携を強化など取り組んでいきたいと考えています。	青少年課 教育委員会
137	施策10	YELL、若者ワークプラザの関係先への周知徹底	YELL、若者ワークプラザの周知についていろいろと施策をとっているようだが、まだ教育関係者や保護者に知られていないのが実情と思われる。中学校の特別支援コーディネーターや、公立中学校の校長への周知徹底が必要。また、大学も知っているところは繋がるが、知らない方が多いのでここも周知徹底が必要。区役所や障害関係の機関にも周知が必要。			
138	施策10	地域社会がひきこもりの若者を理解する取組	地域社会が社会的ひきこもりの若者について理解をする機会をもつような取り組みが必要。	②	社会的ひきこもりの若者について理解をしていただく機会として、YELL主催の講演会などにおいて、利用者が自立へと前向きに取り組む姿などを紹介してきました。こういったYELLでの取り組み事例の紹介などを通じて、YELLの認知度をあげ、相談へと向かうきっかけづくりに繋げていきたいと考えています。	青少年課
139	施策10	地域社会がひきこもりの若者を理解する取組	引きこもりというレッテルを貼られたくないという考えで、YELLに相談にすら行けない親もたくさんいる。引きこもりは子どもたちだけの問題ではない。社会に馴染むまでに時間がかかる子どもがいるが、社会のスピードが速すぎてついていけないという社会の問題もあるのだということを地域社会が理解するための取り組みを同時にしていかなければいけない。社会の方が歩み寄るという方法を取り組みに入れて欲しい。			

「意見の反映欄」①意見の趣旨を計画の中で具体的に記載しています。

③意見の趣旨の一部は計画に反映していますが、反映していない部分もあります。

②意見の趣旨を計画の事業等の中で反映しています。

④意見の趣旨は理解できますが、計画の記載には反映していません。

通番	該当施策 (関連施策)	意見	意見概要	意見の 反映	市としての意見	担当局・課
140	施策10	非行からの 立ち直り支 援	法務省主導で保護司会が代表して「社会を明るくする運動」を実施している。非行からの立ち直り支援の具体的施策として、ここを積極的に展開するということで上げてはどうか。	②	「社会を明るくする運動」の中で、犯罪や非行のない社会づくりと立ち直り支援について、地域の理解・協力を呼びかける街頭啓発を実施したり、中学生等を対象とした犯罪や非行防止のための講演会などを行っています。今後も引き続き取り組んでいきます。	保健福祉局
141	施策10	立ち直り支 援施策に関 する周知	立ち直り支援について、支援を必要とする子どもや青少年と直接関係があり、パイプ役となるスクールカウンセラーや保護司にきちんと情報が行くネットワークができればセーフティネットとして機能するのではないかと。コーディネーターの方にしっかりと情報がいくような施策を考えて欲しい。	②	青少年の立ち直り支援については、「青少年の非行を生まない地域づくり」推進本部運営事業において、協力雇用主の拡大、また、保護司との連携に取り組むこととしています。また、不登校や家庭環境などの問題を抱える児童生徒に対し、学校や関係機関との連携強化を図るコーディネーター的存在であるスクールソーシャルワーカーを教育委員会に配置し、指導主事とも連携しながら問題の解決に当たっています。	青少年課 教育委員会
142	施策10	非行等に いたる子ど もの周辺環 境の改善	非行や犯罪をした子を悪い者と判断するのではなく、非行に走らない環境整備、周りの親たちの子育て意識や大人の子どもへの関心の薄さ改善の為の施策を具体的に考えていただきたい。	②	「保護者と学ぶ児童生徒の規範意識育成事業」において、初発型非行防止や薬物乱用防止をテーマにした啓発活動を行っているほか、教育委員会と警察、少年サポートセンター、少年サポートチーム等の関係機関と少年非行等に関する情報交換を行い、緊密な連携を図ることなどにより、非行の未然防止に努めています。また、「北九州市非行を生まない地域づくり推進本部運営事業」において、有害環境の浄化や保護者も含めた啓発活動に引き続き取り組むとともに、より効果的な手法についての検討を進めます。	青少年課 教育委員会
143	施策10	教育現場と 保護司、警 察との連携	教育現場が非行少年の事で、大変な思いをしているとは聞かすが、非行少年・不良少年の排除ではなく、どうしたら、将来に希望が持て、自分の人生を大事に生きていくことができるかという思いの中で、先生方と保護司、地域警察との連携も、もっと考えて欲しい。	②	現職教職員の保護司就任や校長会議で学校に対して保護司を紹介しているほか、北九州市学校警察連絡協議会において、警察と学校が連携し、児童生徒の健全育成を図っています。	教育委員会

「意見の反映欄」①意見の趣旨を計画の中で具体的に記載しています。

③意見の趣旨の一部は計画に反映してありますが、反映していない部分もあります。

②意見の趣旨を計画の事業等の中で反映しています。

④意見の趣旨は理解できますが、計画の記載には反映していません。

通番	該当施策 (関連施策)	意見	意見概要	意見の 反映	市としての意見	担当局・課
----	----------------	----	------	-----------	---------	-------

【施策11 社会的養護が必要な子どもへの支援】

144	施策11	児童養護施設の職員配置の拡充	児童養護施設において発達障害など処遇困難児への手厚いケアを行うため、職員配置の拡充を図って欲しい。			
145	施策11	児童養護施設における処遇困難児受入れ加算	処遇困難児は、1～2年で改善するものではない。1人の処遇困難児が、総合療育センターなどへ通所する際は、職員が一人引率する必要がある、職員は1名しか残らない。その職員が、他の全ての子どもの世話をすることとなり、大きな負担となる。そのため、処遇困難児が入所した場合の職員加算について継続をお願いしたい。	②	国の人員配置の改正状況等をふまえ、措置児童にとってより良いケアができるよう、事業内容の充実を検討していきたいと考えています。	子育て支援課
146	施策11	児童養護施設における処遇困難児受入れ加算	現行の処遇困難児受入れ時の職員加配制度は、子ども1名を受入れた時に職員1名加配されるが、次に職員がもう1名加配されるのは、処遇困難児を10名受け入れた時点になるとのことである。処遇困難児は、特別支援への通所や通院などでほぼ職員がマンツーマンで必要となる。現行の加配制度では現場は対応が難しいと思われるので、改善の検討して欲しい。	②		
147	施策11	小規模児童養護施設増設時の助成	「地域小規模児童養護施設・小規模グループケアの実施」について、国の方向性として小規模化グループをめざしているが、地域小規模施設を増設する時の環境設備のための補助金を助成するよう検討して欲しい。	②		
148	施策11	小規模グループケアの推進	国では、子どもへの手厚いケアをするため、小規模グループケアを進めており、これには賛成である。ただし、小規模で、子どもと職員のマッチングがうまく合えば良いが、先生と子どもが合わなかった場合に逃げ場がない状態となる。小規模になるだけ、職員の配置をよく考えないといけない。施設側ではどのような思いで子どもを預かっているのか、国には細かい部分まで見て、職員配置を考えて欲しい。	②	小規模グループケアの人員配置について、国の人員配置の改正状況等をふまえ、検討していきたいと考えています。	子育て支援課
149	施策11	里親制度の周知・啓発	産婦人科医でも里親制度を十分に理解していない場合がある。制度のさらなる周知が必要。北九州市産婦人科医会に資料をいただければ、会員の医師に配布することができるので活用して欲しい。	②	里親制度の普及のためにもありがたいご意見であることから、里親促進事業の中で貴会を含め関係機関への「情報提供」にも取り組み、制度の普及促進に努めてまいります。	子ども総合センター
150	施策11	里親制度の周知・啓発	北九州市の里親の数は多い方ではない。沖縄や山梨などは多い。里親の受け入れを増やしていくには、そのような受け入れ数が多い自治体がどのような取組を行っているかリサーチし、従来型ではない新しい取組が必要。周知先として新たな場所を開拓していくことも取り組んで欲しい。	②	里親制度の普及促進のために先進自治体の取組みを参考にすることは有意義と考えていますが、里親制度の確立に際しては各都市特有の実情も加味する必要があることから、他都市の取組みを取捨選択しながら本市独自の里親制度の確立に向けて、今後とも研究してまいります。	子ども総合センター

「意見の反映欄」①意見の趣旨を計画の中で具体的に記載しています。

③意見の趣旨の一部は計画に反映していますが、反映していない部分もあります。

②意見の趣旨を計画の事業等の中で反映しています。

④意見の趣旨は理解できますが、計画の記載には反映していません。

通番	該当施策 (関連施策)	意見	意見概要	意見の 反映	市としての意見	担当局・課
----	----------------	----	------	-----------	---------	-------

【施策12 ひとり親家庭への支援】

151	施策12	ひとり親家庭の自立支援制度	高等技能訓練促進費等給付金や就業支援対策、自立支援プログラム策定員などひとり親の自立支援制度の拡充が必要	①	ひとり親家庭を取り巻く環境については、厳しい現状にあることから、経済的支援として、児童扶養手当の支給やひとり親家庭等医療費の助成などを行っています。また、就業支援として、母子福祉センターにおける就職相談から、ハローワークと連携した就職までの一貫した支援、看護師などの資格取得のための高等技能訓練促進費等給付金の支給などを行っています。今後とも、ひとり親家庭が自立できるようにさまざまな支援を行っていきます。	子育て支援課
152	施策12	ひとり親家庭への支援にかかる成果指標	目標(成果指標)について、就業支援施策の利用者数9,000人が上げられているが、ひとり親が定職について、所得が上がる、生活が楽になり子どもに優しくできるということから、次の目標も必要ではないか。 ①ひとり親家庭の親の正規雇用率の増加 ②ひとり親家庭の親子のふれあう時間の充実と増加	③	本市の母子世帯等実態調査では、母子家庭の平均年収は約234万円と前回の調査よりも増加しているものの、父子家庭の約半分という低い水準にあり、雇用形態をみても、就業している母子家庭の母親の約半分が非正規雇用となっています。また、子どもとの団欒の時間については、仕事の日も休みの日も「取れている」割合は、前回の調査よりも増加していますが、仕事の日で約4割、休みの日で約8割となっています。このようなさまざまな項目で状況が改善するように、色々な支援を行っています。これらの項目は、実態調査で明らかになりますが、調査は5年ごとに行っており、次回調査は、全国調査と合わせた28年度、その次は33年度となります。これは、計画期間とずれていることから、成果指標となりにくい項目であるため、指標としての設定は見送ります。しかしながら、これらの調査結果の動向を注視していきたいと考えています。	子育て支援課
153	施策12	母子寡婦福祉資金貸付金制度	母子寡婦福祉資金貸付金制度については、ひとり親家庭は大変助かっている。ただし、償還状況が悪いとよく聞き、償還担当の職員が苦労しているようである。利用の促進だけでなく、返済しようという意識をもっと持たせる施策が必要ではないか。以下の①②の検討をお願いしたい。 ①返済するという意識の十分な確認(返済が終わるまで本人や連帯保証人と連絡がとれるようにしておく体制)②返済者が償還をし易くする方法	②	母子寡婦福祉資金貸付金は、「母子及び寡婦福祉法」に基き、母子家庭等の経済的支援のひとつとして、無利子又は低利子で貸付を行っています。しかしながら、母子家庭等は経済的な基盤が弱いことから、滞納が発生しやすい状況にあります。そこで、本庁と区役所が役割分担を決めて、償還指導を行っています。その結果、収納率の高さについては、政令市で上位の位置を占めています。今後とも、委員提案の意見も参考にしながら、償還指導を行っていきたく考えています。	子育て支援課
154	施策12	ひとり親家庭への支援施策の周知	子どもの健やかな成長で一番悩んでいるのがひとり親家庭だと思いが、支援についてまだ知られていない。(支援が必要なのに)支援の情報を得るまでに至っていない人が多い。就労支援だけでなく、そういう支援も充実して欲しい。	②	ひとり親家庭が自立するために必要な情報を周知するため、ひとり親家庭が利用できる制度や施設をまとめた「ひとり親家庭のガイドブック」を作成し、区役所の相談窓口や事業実施の際に配布しています。さらに、毎年、児童扶養手当の証書を受給者全員に送る際に、ひとり親家庭の支援制度のチラシを同封するなど、様々な機会を通じて周知を図っています。また、市のホームページや子育てマップなどの電子媒体を通じて、子育て情報やくらしの便利情報などの冊子に施策を掲載して、ひとり親家庭への支援事業等を周知しています。	子育て支援課
155	施策12	ひとり親家庭のガイドブック	ひとり親家庭施策の周知について、「ひとり親家庭のガイドブック」の配布とある。よい取組であるが、まだこのような施策を知らない方が多く、周知が足りない気がする。	②		

「意見の反映欄」①意見の趣旨を計画の中で具体的に記載しています。

③意見の趣旨の一部は計画に反映していますが、反映していない部分もあります。

②意見の趣旨を計画の事業等の中で反映しています。

④意見の趣旨は理解できますが、計画の記載には反映していません。

通番	該当施策 (関連施策)	意見	意見概要	意見の 反映	市としての意見	担当局・課
156	施策12	父子家庭への支援	ひとり親家庭への支援として父子家庭への支援は必要。	①	父子家庭も母子家庭と同様に、経済的にも精神的にも苦労している実情があることから、母子家庭と父子家庭を区別することなく、ひとり親家庭への支援という視点で、取り組む必要があると考えています。そのような考え方に基き、本市では、母子家庭だけが対象になっていた事業については、その対象を父子家庭にも拡大してきたところで、今後とも、対象事業の拡大に努めていきます。	子育て支援課
157	施策12	離婚時の子どもへの支援	ひとり親家庭は離婚世帯がほとんどを占めている。離婚したときの子どもがどれだけ傷つくかというところ、子供の心のケアについてももう少し踏み込んだ支援施策が必要。	③	離婚に関する相談は、各区役所に設置している「子ども・家庭相談コーナー」や「母子福祉センター」などで受け、親と子の心のケアと今後の自立のための支援を他の機関と連携して行っています。子どもの心のケアについては、課題として受け止め、研究していきたいと考えています。	子育て支援課
158	施策12	離婚相談、養育相談	以前は子どもが成長するまで離婚せず我慢しようというものがあったが、今はとても簡単に、子どもの心を考えずに離婚する。離婚相談や養育相談などでも、離婚しない方向でもう一度話し合いを進めるなど、その辺りに視点を置いた施策も必要ではないか。	②	各区役所の「子ども・家庭相談コーナー」では、子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じ、それぞれの相談に応じた支援を行うとともに、必要に応じて他の機関のサービス・支援へとつないでいます。また、「母子福祉センター」でもひとり親家庭等の相談を受けています。今後とも関係機関と連携して、個別の相談に応じた適切な支援を行っていきます。	子育て支援課
159	施策12	ひとり親家庭の子どもへの学習支援	学習支援事業について、母子寡婦福祉会でも、全国で試行的に行っている。北九州でも来年度から母子福祉センターの土曜(休館日)を利用して小規模に試行したいと考えている。アドバイスや助成などの支援をお願いしたい。	③	ひとり親家庭等については、親の世代の貧困が、子どもの教育格差、不利な就職を経て、次の世代の貧困につながる「貧困の連鎖」が指摘されております。このようなことから、ひとり親家庭の子どもを含めて、経済的な理由などにより、十分な学習支援を受けることができない子どもの支援が必要と考えています。今後、関係部局が連携して、学習の手助けが必要な子どもの支援を行うことにより、貧困の連鎖の防止及び学力向上を図っていきます。 なお、「母子福祉センター」の休館日を利用した学習支援については、対象がセンター周辺の児童に限られてくることから、母子寡婦福祉会の独自事業として、取り組んでいただきたいと思います。	子育て支援課 教育委員会 保健福祉局
160	施策12	ひとり親家庭支援施策の周知	ひとり親の自立支援の施策に関する情報が、周知されていない。また、ひとり親家庭であることを周囲に知られたくないために施策を知らずとなし、利用しないという方もいると聞く。 ひとり親家庭を支援する団体である母子寡婦福祉会として、団体の周知と利用を含め、団体のホームページの充実や、団体の紹介だけでなく、施策の情報が記載されたリーフレット作りの検討など情報提供に力を入れていきたいので、広報・PRの費用補助を検討して欲しい。 子ども・家庭相談コーナーと当団体との連携や情報交換をより進める手立てを希望する。	③	ひとり親家庭が自立するために必要な情報を周知するため、ひとり親家庭が利用できる制度や施設をまとめた「ひとり親家庭のガイドブック」を作成し、配布しています。さらに、毎年、児童扶養手当の証書を受給者全員に送る際に、ひとり親家庭の支援制度のチラシを同封するなど、様々な機会を通じて周知を図っています。また、市のホームページや子育てマップなどの電子媒体を通じて、子育て情報やくらしの便利情報などの冊子に施策を掲載して、ひとり親家庭への支援事業等を周知しています。 母子寡婦福祉会は、指定管理者として、母子福祉センターの管理運営を行っています。この事業を通じて団体のPRを行っていただきたいと思います。また、子ども・家庭相談コーナーと団体との連携については、母子福祉センターと同様に連携できることはお互い協力していきたいと考えています。	子育て支援課

「意見の反映欄」①意見の趣旨を計画の中で具体的に記載しています。

③意見の趣旨の一部は計画に反映していますが、反映していない部分もあります。

②意見の趣旨を計画の事業等の中で反映しています。

④意見の趣旨は理解できますが、計画の記載には反映していません。

通番	該当施策 (関連施策)	意見	意見概要	意見の 反映	市としての意見	担当局・課
161	施策12	母子福祉センター事業の名称	母子福祉センター事業は父子家庭への支援も含まれているということであるが、施設名の「母子」で父子家庭は利用しにくいのではないかと感じる。「母子福祉センター」という名称の変更を検討してはどうか。	①	母子福祉センターは、「母子及び寡婦福祉法」に定める母子福祉施設の名称です。国においては、今後、法律の題名を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、母子福祉センターの名称も「母子・父子福祉センター」と改める予定です。本市も法律改正に基いて、母子福祉センターの名称変更を行う予定です。 また、母子生活支援施設は、児童の福祉に欠ける母子を保護し、その自立の促進のために生活を支援する施設です。一般的には、母子寮と呼ばれており、「規則が厳しい」「施設が充実していない」などのマイナスイメージがあり、これを払拭するため、写真付きのパンフレットを作成し、相談者への配布や希望者には施設見学も行っていきます。なお、本市では、施設の特性から、母子寮という名称は使用せずに通称名を標榜しております。	子育て支援課
162	施策12	母子寮の名称	①			
163	施策12	母子寮の名称	①			
164	施策12	親と子の面会交流支援	親と子と面会交流支援について、離婚後の非同居親と子どもの面会交流を支援する面会交流センターを設置し、スタッフが援助する仕組みをつくることを提案する。 また、面会交流は、子どもの健全な成長・発達に重要な役割を果たすものであり、その権利が尊重されるべきであること。子どもの幸せのため、その機会を確保することが、大人や社会の責任であることを広報する活動に対し支援を行うことを提案する。	③	離婚により父母が離れて暮らすことになった場合、別居の親と子どもが会ったり、電話や手紙等で交流を持つことは、子どもの生活や精神面で安定をもたらし、子どもの健やかな成長にとって有意義であると考えます。しかしながら、離婚した父母は、相手に対する複雑な感情等から、父母間のみでは子どもとの面会交流を実施することが難しいと考えられます。国においては、養育費相談支援センターを設置して、養育費や面会交流についての相談を受けています。本市におきましても、子ども・家庭相談コーナーや母子福祉センターで養育費等の相談を受けています。また、国や本市で作成したリーフレットで周知を図っています。 なお、親と子の面会交流支援については、今後の課題として受け止め、研究していきたいと考えています。	子育て支援課

### 【施策13 児童虐待への対応】

165	施策13 (施策1)	虐待の予防	産科の医師が、妊娠の時点で気になる妊婦を小児科や行政に連絡するし、保健師等が必要なフォローを行うハローベビーサポート事業を、医師会と行政が3年かけて検討し、実施している。まだ見直しの必要な部分もあるが、今後も行政と連携してより良いものにしていきたい。	②	今後も実態に合わせて、見直しをしながら、産後うつ対策等と合わせて実施します。	子育て支援課
166	施策13 (施策1)	虐待の予防	ハローベビーサポートについては、個人情報保護のため、その母親の承諾がないと実施できないことが問題である。	④	ハローベビーサポートは、出生連絡はがきに産科医等のコメントをもらって投函できることや、支援が必要な場合や相談がある場合は、妊娠中から小児科や精神科、行政に紹介するシステムです。そのため、虐待通告とは異なり、ハローベビーサポートについては、保護者の承諾を得ることを基本としています。	子育て支援課

「意見の反映欄」①意見の趣旨を計画の中で具体的に記載しています。

③意見の趣旨の一部は計画に反映していますが、反映していない部分もあります。

②意見の趣旨を計画の事業等の中で反映しています。

④意見の趣旨は理解できますが、計画の記載には反映していません。

通番	該当施策 (関連施策)	意見	意見概要	意見の 反映	市としての意見	担当局・課
167	施策13 (施策1)	虐待の予防	虐待の予防的な対応については、虐待のリスクの高いケースに対応するものと、広く全般に対応するものの二段構えが必要。広く全般のものについては、他の施策とも絡むが、虐待の予防的な要素を含めた親育ちの施策をどう展開するか考えて欲しい。	②	児童虐待予防のための取り組みとして、リスクの高いケースについては、乳幼児健診未受診者に対して、家庭訪問を実施し、受診勧奨や養育相談に応じたり、再発防止のために保護者に対して、児童の養育技術を訓練したりするなどさまざまな事業を実施しています。また、市民への広報活動として、毎年11月の児童虐待防止推進月間にあわせて「児童虐待問題連続講座」の開催や「市政だより」の特集記事の掲載、要請のあった各種団体等への出前講演などにも取り組んでいます。今後とも各種取り組みを精力的に行うとともに、「親育ち」という視点からも、広報や内容等を工夫したいと考えます。	子ども総合センター 子育て支援課
168	施策13	虐待原因の把握	児童虐待は、小学生、中学生、18歳以下も対象となり、性的虐待もある。虐待に至った原因がどのようなものが多かったか集計し、それを踏まえたうえでどこ部分をどれだけ解決しなければいけないか、関係機関が虐待原因を把握し、早めの対応をするためにも調査結果のとりまとめが必要ではないか。また、女性の学童への性的虐待への視点もおいて欲しい。	③	児童虐待に至った原因や背景については、これまでも個別ケースの支援策を検討するうえで参考としており、また、関係機関が参加する研修会の中で、さまざまな原因や背景に応じた事例の紹介も行っています。なお、原因や背景のデータ集計等については、その効果を踏まえて研究したいと考えます。しかしながら、虐待対応を着実に進めるためには、分析データや統計も必要ですが、それ以上に個別ケース毎に複雑に絡み合った要因を適確に把握し、関係機関との情報共有や連携に基づき、最善の支援策を講じることが重要と認識しています。	子ども総合センター
169	施策13	虐待原因の把握	虐待の原因については、子ども総合センターでの連絡会議などで、項目を決めて管理すれば統計データの的なものはできるのではないかと。取り組みが本当に現実的なのかどうかとうところにも影響するので検討して欲しい。	③		
170	施策13 (施策1)	虐待予防に繋がる教育	児童虐待の早期発見・早期対応について、子どもの発達やその流れ、子どものかわいさや命のかけがえのなさを親となる方により理解してもらうための施策が必要ではないか。妊娠した時点で、あるいはその前から子どもの発達のことが分かれば、虐待に繋がることが減るのではないかと。虐待が疑われる親だけでなく、その前に父親や母親になる前、もっと言えば中学生や高校生にも必要ではないか。	②	思春期の心身の変化を正しく理解し、自分自身の心と体を大切に健康教育を推進するため、医療・学校・地域・行政等の関係者による連絡会を定期的に開催し、現状の把握や課題の共有および連携強化を図るとともに、思春期保健の対策等について協議しています。現在、小学校、中学校向けにそれぞれ標準的なプログラムを作成し自分の体のこと、いのちについて学ぶ内容の、思春期健康教室(助産師会委託)を実施するとともに、学校やその地域に応じてプログラム以外の内容についても、各区において対応します。	子ども総合センター 子育て支援課 青少年課 教育委員会
171	施策13 (施策1)	虐待予防に繋がる教育	子どもを虐待する家庭には、早期妊娠で子育てがわからなかったり、安易な気持ちで出産して虐待に至るケースが多い。浅川中学校では、思春期の授業で赤ちゃんを産むことの大切さや、子どもを育てるには親がきちんとした仕事をして収入を得る必要があり、育てられる時期になって産むものであるというような教育をしている。このような教育は結婚してからでは遅い気がするため、各中学校でもこのような授業があればよいのではないかと。	②	また、10代での妊娠等については、母子健康手帳交付時などに把握し、妊娠中から支援を開始します。	

「意見の反映欄」①意見の趣旨を計画の中で具体的に記載しています。

③意見の趣旨の一部は計画に反映していますが、反映していない部分もあります。

②意見の趣旨を計画の事業等の中で反映しています。

④意見の趣旨は理解できますが、計画の記載には反映していません。

通番	該当施策 (関連施策)	意見	意見概要	意見の 反映	市としての意見	担当局・課
----	----------------	----	------	-----------	---------	-------

【施策14 障害のあるこどもへの支援】

172	施策14	障害児への対応	障害に対しては、早期発見・早期対応が一番大事であるが、「発見」についてはいろいろと課題や事業があるが、「対応」について少ない。	①	発達が気になる子どもに対する支援では、早期発見だけでなく、不安や育児の困難に対してし、親子を支援するための体制が必要と考えています。 早期発見の取組を強化すると同時に、相談支援機関の連携等、必要な相談・支援ができる体制を強化することとしています。 また、障害のある子どものライフステージを通じた、一貫した相談支援体制の整備に取り組んでいます。 あわせて、ご意見の趣旨を踏まえ、発達過程で経過を見る必要がある親子に対応するための親子遊び教室を全区で実施するなど、効果的な事業の推進を図ります。	子育て支援課 保健福祉局
173	施策14	障害に関する専門機関の受付体制	保護者が障害を受け入れ、総合療育センターや子ども総合センターに行きたくても待ち時間がかかるため、結果的に適切な治療やケアがなかなか受けられずもどかしいという現状がある。	②	子ども総合センターでは障害を抱える子どもやその保護者の心情に配慮し、できる限り迅速に対応できるよう努めていますが、時節的なものや障害に関する相談が増えていることなどにより、希望に添えないこともありますので、今後とも工夫、改善等に努め、相談者の希望にできる限り添えるよう取り組みます。 また、総合療育センターの再整備とともに、医師など専門スタッフを確保することで、診療体制など総合療育センターの機能強化を図ることとしています。	子ども総合センター 保健福祉局
174	施策14	総合療育センターの予約	総合療育センターについては、予約がとれれば待ち時間なく診察を受けられるようになっている。しかし予約は1ヶ月半先となることもあり、その整備を進めて欲しい。	①	総合療育センターの再整備とともに、医師など専門スタッフを確保することで、診療体制など総合療育センターの機能強化を図ることとしています。	保健福祉局
175	施策14	親の受容について	子どもの障害について親の受容に時間がかかるのは永遠のテーマだと思ふ。行政には、障害に関する思春期段階からの教育や、障害のある子どもを持つ家庭に対する配慮について、地域社会や企業などに対する啓蒙をして欲しい。	②	障害受容への支援が重要だと認識しています。思春期の子どもとその親などに対して、性教育、障害学習、健康学習などの機会をを育てるよう、地域や学校の要望に応じて講師などを派遣するご相談に応じています。また、健康診査や先天性代謝異常、小児慢性特定疾患などによって障害や疾病が発見された場合、保健師などが家庭訪問するなど支援します。 また、発達障害に関する啓発活動は、毎年4月に市民を対象に行っています。また、企業管理者に対して、年に1回行っています。平成25年度より警察等関係者に対して発達障害についての研修会を実施しました。今後、同様に幅広く啓発活動が必要であると思われるので、対象を拡大しながら行っていきます。	子育て支援課 保健福祉局

「意見の反映欄」①意見の趣旨を計画の中で具体的に記載しています。

③意見の趣旨の一部は計画に反映してありますが、反映していない部分もあります。

②意見の趣旨を計画の事業等の中で反映しています。

④意見の趣旨は理解できますが、計画の記載には反映していません。

通番	該当施策 (関連施策)	意見	意見概要	意見の 反映	市としての意見	担当局・課
176	施策14	障害児支援 における放 課後児童ク ラブと、保幼 小との連携	障害のある子どもへの対応に関し、小学校等入学に際して、保育・指導要領の送付などにより、保育所・幼稚園等から情報伝達が行われている。放課後児童クラブにおいても、保育所・幼稚園等からの詳細な情報を共有し、その子どもに対するこれまでの対応を把握することでクラブでの生活支援等が行えるため、小学校と放課後児童クラブの両面から子どもや保護者への支援が可能となる。については、「保育所、幼稚園等と小学校の連携強化」の事業に放課後児童クラブを参加させて欲しい。		保育所児童保育要録や幼稚園幼児指導要録は、個人情報保護や情報開示に厳格に留意することが必要とされるものです。あくまでも保育所や幼稚園等が、小学校での生活を想定して小学校に送付する書類です。 保育所・幼稚園等からの就学見全てが放課後児童クラブを利用することはなく、子どもや保護者の状況は様々で、具体的な支援内容も異なるため、ただちに「保育所、幼稚園等と小学校の連携の事業」の中に放課後児童クラブに参加していただくことは難しいと考えております。これとは別に、状況に応じ個別の対応を各所で検討していくことが必要と考えます。	保育課 子ども家庭政策課 子育て支援課 教育委員会
177	施策14	障害児支援 における放 課後児童ク ラブと、保幼 小との連携	放課後児童クラブで過ごす時間は1681時間という生活の場となっている。幼稚園・保育所で「ひまわり学園」に通園している子どもについては、意見書もらい、どういう受入れをしたらよいか職員で議論して受け入れるようにしている。学校に入る前に、放課後児童クラブに入る子どもが分かれば、出身幼稚園や保育所の先生と意見交換をして、大体子どもの様子も分かる。また、障害に関する就学時相談を受けていない保護者とも毎日話しをする中で、説得することもできる。放課後児童クラブもただ預かるだけの学童保育ではなく、第二の学校として職員も勉強してやっていきたいと考えている。	③	また、教育委員会との連携において、幼稚園・保育所等での就学相談は、保護者の同意がある場合に受けることになっており、保護者に拒否感がある場合は、就学後の取り組みとなっています。 しかしながら、放課後児童クラブについては、保護者への支援、専門機関への繋ぎなど、小学校との連携のもと、進めていくことが必要と考えています。そのため、放課後児童クラブアドバイザーの派遣を通じて、クラブと学校の関係づくりを促進していく中で、対応していきたいと考えています。	
178	施策14	障害児受け 入れ加配	障害児受入加算について、市が所管する放課後児童クラブと県が所管する幼稚園で加算額が異なる。同じ子どもに対する支援が、幼稚園にいたるときと小学校に上がって児童クラブに入ったときで異なるのは、子どもの視点での施策として如何か。	④	障害児受入加算については、対象となる施設の目的、事業内容、対象者、施設基準等がそれぞれ異なります。また、根拠法令等も異なるため、障害児1人あたりの加算額が必ずしも一律となるものではないと考えます。 しかしながら、「子どもの視点」という観点から、それぞれの制度をどのように整理して考えるべきか、課題として受け止め、研究していきたいと考えます。	子育て支援課 子ども家庭政策課
179	施策14	発達障害に 関する親へ の教育	発達障害の兆候に気づいても、保護者が受容できなかったり、専門機関に行くことに抵抗感を覚えるケースが多くなっているという現状について、親としては我が子が少し違うのではないかと感じてなかなか専門機関へ行く勇気は出てこないと思う。出産前や思春期の時点から発達障害について学ぶ機会を設けて欲しい。ただし、妊娠中にあまり不安を駆り立てるわけにも行かないのでそのさじ加減は必要である。障害のある子どもへの対処の施策は十分あるので、受容への抵抗感を軽減する手立てが必要。	②	乳幼児期は、まだ発達過程にあるため、障害の状態や診断名が確定しないことがあります。わいわい子育て相談では、専門の医療機関に行く前に、少し発達が気になる段階や親の不安がある場合などに、ご相談を受け付めます。また、保護者がお子さんの状態を受け入れることができるまで、保護者の状態に合わせて見守り、専門機関等、適切な支援につなぐようにしています。	子育て支援課
180	施策14	発達障害の 相談への対 応	発達障害の子どもに対しては、一人の保健師が、何年もずっと同じ子どもを見て行けば、どうすれば一番いいか、どこが一番合っているか分かる。対応する保健師をある程度固定して、その保健師が対象の子どもをずっと見ていく、その子どものことは何でも知っているという形が理想である。	③	保健師配置では、一人の保健師が小学校区を一定期間担当する地域担当性をとっており、子どもや家族の成長を見守ることができるように配置されています。 障害など支援が必要な子どもを専任で担当する保健師の配置については、現在検討できておりません。	子育て支援課

「意見の反映欄」①意見の趣旨を計画の中で具体的に記載しています。

③意見の趣旨の一部は計画に反映していますが、反映していない部分もあります。

②意見の趣旨を計画の事業等の中で反映しています。

④意見の趣旨は理解できますが、計画の記載には反映していません。

通番	該当施策 (関連施策)	意見	意見概要	意見の 反映	市としての意見	担当局・課
181	施策14 (全般)	障害の表記	「しょうがい」の表記について「がい」なのか、「害」なのか。資料等の本文中では、全ての表記を「障害」を使用しているが、障がいを持つ子どものいる家庭への配慮(「障がい」とする表記)があつてよいのではないか。	④	本市ではこれまで「障害」の表記について、北九州市障害者施策推進協議会での議論や、「元気発進！北九州」プラン策定時のパブリックコメントにおいて、障害者団体や市民の方等から様々なご意見をいただいています。 そのご意見の中では、 ・障害者問題が本質的に解決していないのに、やさしいイメージになるというだけで、ひらがな表記にするのはおかしい。 ・ひらがな表記にしても、障害のある人に対する態度が変わるとは考えられない。 ・表記の変更よりも「障害」という言葉そのものを変えるべき。 など、否定的な意見が多く、本市では当面、従来どおりの表記を用いることとしています。 一方、国においては、「障がい者制度改革推進会議」で検討が行われていましたが、賛否両論で特定の表記に決定するのは困難であるとして、平成22年12月に出された「障害者制度改革の推進のための第二次意見」において、当面従来の表記を用いることとし、今後、平成26年を目途に一定の結論を得ることを目指すべきとされたところです。 本市としては、国の動向を見守ってまいります。	保健福祉局

※ 幼稚園、保育所等や放課後児童クラブにおける障害のある子どもへの対応は、「施策7 幼児期の学校教育・保育の提供」、「施策8 放課後児童クラブ」の欄に記載している。

### 【子ども・子育て支援事業計画】

182	子ども・子育て支援事業計画	幼児期の学校教育・保育	教育・保育事業の量の見込みについて、不確定の状況を予測している部分がかかなりある。この数字が全てではないということを踏まえて、今後の施策に反映してもらいたい。	①	教育・保育事業の量の見込みについては、各年度の児童数や教育・保育事業等の利用数の実績などを検証し、必要な見直し等を行いながら、計画を推進して行きたいと考えています。	子ども家庭政策課 保育課
183	子ども・子育て支援事業計画	幼児期の学校教育・保育	0歳の保育の利用意向率が高い数値となっている。これは、0歳の保護者が将来利用したいという希望である。何歳から利用したいのか、本当に必要なのかということを取り調査した結果ではないことを含めて考えて欲しい。	①		
184	子ども・子育て支援事業計画	幼児期の学校教育・保育	北九州市は、ワーク・ライフ・バランス賞を設けるなど、家庭で子育てができるようにすることに重きを置いている地域であるが、この計画を見ると0歳からの保育を広げようとしているように見える。ここは今一度考えなければならないのではないか。	③	子どもの育ちにとって、親が子どもと接する時間をしっかり持つことができる、家庭で子育てができることは、大変重要であると認識しています。一方で、核家族化や共働きの増加など社会環境の変化の中で、多様な保育サービスの実施へのニーズが増加しており、新制度においても、自治体はその対応を求められています。 本市としては、いずれの取り組みも重要だと考えており、両施策を効果的に進め、子どもの健やかな育ちを支えていきたいと考えています。	子ども家庭政策課 保育課

「意見の反映欄」①意見の趣旨を計画の中で具体的に記載しています。

③意見の趣旨の一部は計画に反映していますが、反映していない部分もあります。

②意見の趣旨を計画の事業等の中で反映しています。

④意見の趣旨は理解できますが、計画の記載には反映していません。

通番	該当施策 (関連施策)	意見	意見概要	意見の 反映	市としての意見	担当局・課
185	子ども・子育て支援事業計画	幼児期の学校教育・保育	小倉北区で供給不足があっても、八幡東区や小倉南区の余裕分で対応できるという説明について、本当にその数字どおりいくのかという不安がある。現実には、定員を超えて保育を受けて入れている園と定員割れの園があり、第1希望の保育園に入れないときに、他の保育園には行かずに待つという親がいる。	②	子ども・子育て支援事業計画において行政区をまたがる広域利用や、現実には利用定員に達していない保育所等があることはご指摘のとおりです。計画については、施設の設置状況等を踏まえ、より効果的に教育・保育を提供するために、行政区をまたがる利用を取り込んだものです。加えて、保護者が保育を利用するときは、保護者の希望に応え、教育・保育を提供できるよう、相談に応じる保育サービスコンシェルジュを区役所に配置し、第1希望の入所が困難な場合でも、条件に合う施設を紹介するなど、きめ細やかに対応したいと考えています。	子ども家庭政策課 保育課
186	子ども・子育て支援事業計画	幼児期の学校教育・保育	保育の量を増やして、平成29年度の需給バランスは取れるかも知れないが、その先子どもの数が減っていくなかで、供給が需要を上回ったときに、施設の定員の運用をどうするのかということも検討する必要がある。	②	本市として当面の課題は年間を通じた待機児童の解消ですが、将来的に児童数の減少が推定される中で、ご意見の点は大変重要な課題と認識しています。支援事業計画については、毎年の点検・評価や中間年での見直しで、実態を踏まえた修正を行うこととしています。今後、国の動向や事業者のみなさまのご意見を伺いながら、施設の定員の運用について検討していきたいと考えています。	子ども家庭政策課 保育課
187	子ども・子育て支援事業計画	幼児期の学校教育・保育	児童数の減少傾向の中、平成29年度以降は供給過多となることが予想される。今のうちから、計画の見直しのスキームを持っておかないといけないのではないかと。少し長期的な視野をもって計画の数値を考えて欲しい。			
188	子ども・子育て支援事業計画	幼児期の学校教育・保育	施設を作ることにウエイトが置かれているが、受け入れ先の保育士や幼稚園教諭の確保に不安がある。保育所でも、本当に保育の必要な方を受け入れたいとは思っても、保育士がいないために受入ができないという現実がある。0～2歳児の受入先を作るということは、保育士を確保できるという見込みが必要。試算で保育士が約300人必要ということであるが、毎年新卒で保育士となる人は100人程度しかいない。また、保育士の有資格者の再就職支援に力を入れているが、資格はあってもこの仕事に不向きの人もある。そういったことも理解したうえで、この計画を検討して欲しい。	①	保育サービスの量的拡大を図る上で、保育士等の一層の確保は大変重要な課題と認識しています。現時点でも保育士の確保は非常に困難な状況にあるため、今後、新卒保育士への就職支援策や潜在保育士の復帰支援策の充実・強化を図るとともに、保育現場の状況を踏まえながら、計画を進めていきたいと考えています。	子ども家庭政策課 保育課

「意見の反映欄」①意見の趣旨を計画の中で具体的に記載しています。

③意見の趣旨の一部は計画に反映してありますが、反映していない部分もあります。

②意見の趣旨を計画の事業等の中で反映しています。

④意見の趣旨は理解できますが、計画の記載には反映していません。